

奈良県理学療法士協会 会誌 No.28 2022

奈良県 理学療法士協会 会誌



No.28, 2022

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

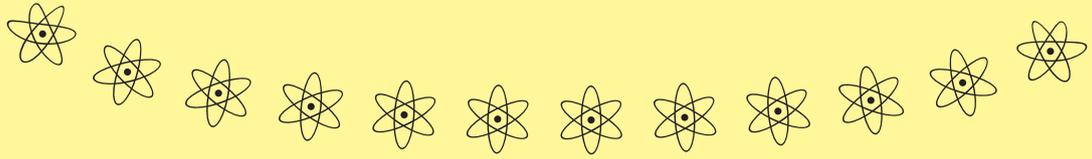


Contents

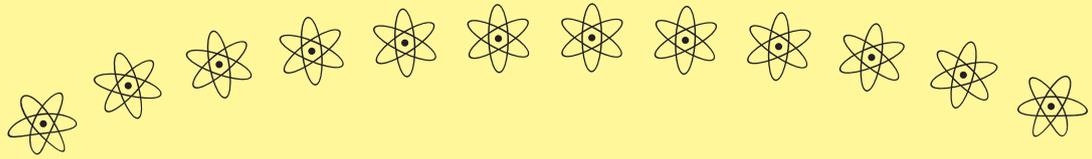


| | | |
|------------------------------------|--------------|-----|
| ※巻頭言 | 理事会監事 箕輪 希予志 | 1 |
| ※障がい者スポーツへの取り組み | | 3 |
| ※コロナ禍での就職活動 | | 11 |
| ※各部・委員会の活動紹介 | | 17 |
| ※コロナ患者のリハビリ最前線 | | 39 |
| ※院所・施設紹介 | | 43 |
| ※受賞者紹介 | | 51 |
| ※（公社）奈良県理学療法士協会 定款 | | 53 |
| ※（公社）奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項 | | 65 |
| ※（公社）奈良県理学療法士協会 組織図 | | 91 |
| ※（公社）奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿 | | 93 |
| ※（公社）奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿 | | 111 |
| ※編集後記 | | |





卷頭言



巻 頭 言

わたしたちの未来

理事会監事 箕輪 希予志

まずは、コロナ禍の医療・介護活動お疲れ様です。

私が会誌の巻頭言を依頼されたのは、2022年5月末で新型コロナウイルス感染症も少し落ち着いてきている状況でした。しかし、各種報道機関では2月24日から始まったロシアによるウクライナ侵略の報道が連日報道されています。皆さんはどう思い、どう感じていますか？報道では、連日多くのウクライナ一般市民が犠牲となっています。

私の勤務する病院長の言葉ですが、「私たちは、よってたかって多職種で一つの命を救うことに必死に戦っている！多くの命を一瞬で奪うような戦争には絶対に反対しなければいけない！」私も同じように思いますが、思うだけでは何も変わりません。

私たちには何ができるのでしょうか？反戦デモや署名活動などもありますが、選挙での投票も大切です。今回の参議院選挙でも争点になっていますが、憲法9条を改憲し自衛隊を明記することで戦争のできる国に変えてしまってもいいのでしょうか？私は永遠に戦争をしない日本であってほしいと思います。願わくば、皆さんがこの投稿を読む頃にはロシアによるウクライナ侵略が終息していることを願います。

さて、私たちの医療・介護の状況はどうでしょうか？若い先生方はあまりご存じないかもしれませんが、国の地域医療構想のすすめで、急性期の病床削減・病院の統廃合が進められようとしています。また奈良モデルと報道され他県より先行して地域別の診療報酬が決められるような動きもあるようです（未決定ですが）。

何が言いたいかと言いますと、私たちはもっと政治・政策に関心を持ち、その活動に参加するべきです。皆さんがこの投稿を読む頃は参議院選も終わっていますが、今後も医療・介護の動向の情報収集を気にかけてもらいたいと思います。

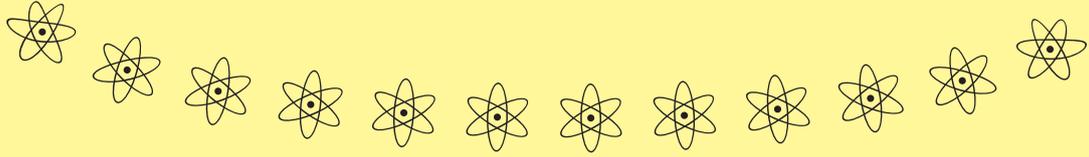
奈良県理学療法士協会では、理学療法士の地位向上・職域拡大に日々尽力し、監事としてもその活動を見守り、理事会の皆様には敬意を表します。

今年の奈良県理学療法士学会のテーマも「どうなるの？未来の理学療法」ですが、わたしたちの知識・技術が向上すれば患者様からの評価は良くなるでしょう。しかし、国が出す政策次第では、今より地位は低下するかもしれません。わたしたちの未来と平和のために政治に関心を持ち是非選挙のときは投票しましょう！

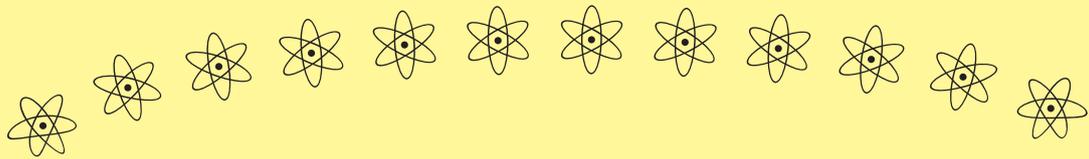
最後に私事ですが、定年退職まであと6年となり理学療法士の終盤に入っています。

ですが、知識も技術も不足していると感じています。新生涯学習制度が良い機会でもあり学習し続けたいと思います。

一日も早いロシアの侵略とコロナ感染の終息を願い、私の巻頭言とさせていただきます。



障がい者スポーツへの取り組み



障がい者スポーツへの取り組み

～奈良県理学療法士協会の関わり～

担当：スポーツメディカルサポート委員会
学校保健・特別支援担当委員会

障がい者スポーツへの取り組み～士会活動のモデルケース～

1. 奈良県理学療法士協会のスポーツメディカルサポート委員会とその活動について
奈良県理学療法士協会（以下、県士協会）は2014年4月より、スポーツメディカルサポート委員会（以下、「スポーツ委員会」）を組織して活動をして来ました。それ以前は、専門領域委員会内のスポーツ勉強会として活動していましたが、奈良マラソンのサポート、高校野球大会のサポート、スポーツ検診補助など、勉強会だけでなく、スポーツ現場での多くの活動を実施するようになったため、スポーツに特化した様々な活動を実施する組織として委員会化することになりました。その後、教育委員会から幼稚園・小学校・中学校のスポーツテストと運動器検診補助、中学校・高校の部活動支援、特別支援校での障がい者スポーツ指導など、多くの学校保健領域への活動支援依頼が奈良県士会へ入ってきたため、スポーツ活動であっても学校保健領域の活動に関しては別に対応していくため、学校保健・特別支援担当委員会（以下、「学校保健委員会」）を2017年4月より組織することにしました。

奈良県人口は全国29位（総務省2021年）、医大は県立医大1校、理学療法士養成校は大学2校、短大1校、専門学校が2校と小規模です。それ故、奈良マラソン実行委員会、奈良県スポーツ協会、学校保健委員会などの担当者がもともと他の事業などでも顔を合わせる機会が多く、顔見知りであることが多い状態でした。これが幸いし、新たな事業展開をする際も、各方面から奈良県士会に依頼が来る状況でした。スポーツ委員会と学校保健委員会も現時点では既存の事業が多いため、業務量はさほど多くなく、両委員会の委員長は同一人物が担当しており、両委員会の活動がシームレスに行われているのが現状です。

両委員会メンバーには理学療法士はもちろんのこと、アスレチックトレーナー（以下、「AT」）（日本スポーツ協会認定）を有するメンバーが3名、中級障がい者スポーツ指導員（以下、「スポーツ指導員」）（日本障がい者スポーツ協会認定）を有するメンバーが1名おり、それぞれの専門性を活かした活動を行っています。具体的には、ATには奈良県士会会員に向けたテーピング指導、急性期対応などの指導、スポーツ指導員には障がい者スポーツ自体の理解を深めるために障がい者スポーツの種類や

ルールなどの講義を行っています。

2020年度からはそれまで行っていた特別支援校での運動器検診補助とともに、スポーツテスト補助と、障がい者スポーツ指導（ボッチャ・キックベースボール）に入ることが決まりました。運動器検診は児童・生徒の保護者、担任、養護教諭のスクリーニングの後に学校医の判断で運動器の専門医である整形外科への二次検診を必要とするか判断してもらうこととなります。しかし、心身に障害を有する児童・生徒が、しゃがみこみができるかどうか？脊椎側弯は思春期突発性側弯症なのか？など、学校医に見てもらう前のスクリーニングの段階である程度の判断が求められることとなります。この場合に、理学療法士が介入し、学校側・学校医とともに検診の補助を行っていました。この学校側とのパイプにより、障がい者スポーツ指導の機会をいただけることになり、準備を進めてきました。学校医が所属する自治体医師会、教育委員会、学校保健委員会、奈良県スポーツ協会など、様々な団体と密な連携を取り、実施を待つばかりとなった折、2019年12月から感染拡大した新型コロナウイルスにより、2020年度と2021年度内全ての活動が中止となりました。

2. パラ選手の支援要請

2020年3月に日本理学療法士協会の理事より奈良県在住の強化指定パラ選手の支援要請が奈良県士会にありました。

内容は以下の通りです。

- ・練習の補助：週3回程度で1日4時間程度。
- ・遠征中、部屋の中での介助：お風呂、着替え、ベッドへの移動、荷物の整理など全般的に介助が必要。トイレは一部介助。レストランでの食事は一部介助。

スポーツ委員会と学校保健委員会の中には個別で障がい者スポーツをサポートしてきたメンバーはいましたが、県士会活動としては初めてでした。また対象者の競技をサポートしたことが有るメンバーはおらず、対象者の基礎疾患も稀なもので担当経験のある者がいませんでした。

そこで、まずは日本理学療法士協会担当者、競技連盟担当コーチ、競技連盟担当理学療法士、パラリンピック協会担当者との打ち合わせの機会を持つこととしました。

コロナ禍で、対象者が奈良から東京へ行っていないので、競技連盟が現状把握をできていないとのことであったため、既往とともに現状の把握をし、競技連盟に報告するようにしました。まずは過去の入院先と現時点でのリハビリテーション実施状況などを調べ、担当ケアマネージャーとの打ち合わせを行いました。その際、過去の入院施設からの情報提供のために本人承諾が必要など事務手続きに少々手間取ることとなりました。カルテ開示など情報収集ができた状態で対象者のご自宅を訪問し、ご本人

と面会しました。心身の状態、競技について、またご本人はもちろんのこと、今まで介助をして来られたご家族からの要望もうかがいました。選手ご本人の主訴は「両足の浮腫が減らせないか」ということでありました。浮腫は圧痕性浮腫スケール重度の状態、足背と前脛骨部の著明な浮腫を認めました。また、両足関節のROMは以前のカルテ情報のそれとは全く異なり、拘縮はないものの底背屈方向双方に制限がありました。車いす上で競技する際にはこの足関節の影響を大きく受けることになり、浮腫の状況や足関節ROMがパフォーマンスに大きく影響するとのことであったため、まずは浮腫の改善と両足関節のROM維持改善を目標とし理学療法プログラムの立案をし、競技連盟に報告しました。競技連盟からは概ね了解いただき、競技技術の指導などを絶対に行わないことを条件に理学療法の実施に移行しました。この際、担当医に深部静脈血栓のリスクがないことを確認するとともに、通所リハビリテーションを行っている担当理学療法士にもお願いし、下肢の浮腫改善と両足関節のROM維持改善に努めました。

実際のサポート活動が可能ということがわかり、動き始めたこのタイミングで日本パラリンピック協会と奈良県士会との契約が始まりました。交通費や必要経費の計上、また難解な契約書文言と格闘しながらの契約でした。県士協会からはATを有する2名、スポーツ指導員を有する1名、その他2名の計5名がサポート活動に参加することになりました。

本人のサポートを始めると同時に、競技についての勉強を始めました。練習会場に出向き、競技に使用する物品名から覚え始め、ルールも本人を含め、様々な方に習いました。

様々な大会や遠征に帯同することを想定し、救急対応などの練習も行いましたが、こちらはメンバー5名中3名がオリ・パラ大会の選手村ボランティアスタッフであったことから事前研修が役立ち、メンバー全員で集まって実技練習などを行いました。

結果として、選手の身体状況により、実施は中止となり、パラリンピック大会でのサポート活動はありませんでしたが、日本理学療法士協会、競技連盟、日本パラリンピック協会との連携が取れたこと。また、日本パラリンピック協会からは、今回の契約書書式を保存しておくと言っていただきました。個人のスキルは当然のこと、組織としても今回のケースをレガシーとしたいと思います。

以上のように、今回のオリ・パラ大会の活動以前からの、各方面への調整などが非常に役立つこととなりました。問題点としてはマンパワーの確保とスキルの継承が挙げられます。こちらも以前からの活動と同様の問題点です。今回の活動からは問題点の根本的な解決には至らず、担当者が不在となった場合に全てが振り出しに戻ってしまわないよう伝達していくことが重要と考えます。

3. オリ・パラを体験して

今回、選手村で多くのスタッフと話をする中で、スペシャリストとジェネラリストという言葉が出てきました。私自身は、スポーツ専門理学療法士を有しておりますし、今回の大会サポートにはスポーツ分野のスペシャリストが集まるのだろうと思っておりました。しかし、スポーツの認定・専門を有する理学療法士とほぼ同数の運動器の認定・専門、また物理療法の認定・専門を有する理学療法士がいました。また、先に述べたオリ・パラの事前研修ではテーピングなどのスポーツ特有の知識や技術よりも、救急救命、熱中症への対応、創傷処置などの講義が多く、大変勉強になりました。さらに、今回は国際大会らしく、英語での対応の仕方に関する授業に多くの事前研修の時間が割かれていました。毎日の業務で何気なく言っている「どうされました?」「では、うつ伏せになってください。」など、英語で言えと言われるとなかなか難しく、わかっていてもさっと言葉にならない場面が多くありました。物理療法や日常生活動作に関しても、日々の業務でわかっているつもりではありますが、〇〇に適應の物理療法はどれ?選手村内の居室で義足を外した状態でシャワー室へ移動する方法は?など、本来、一番得意分野のはずのPTなのですが、学生時代の臨床実習を思い出すようなあらゆる方向からの問題に、知識・技術フル回転で対応し、スタッフ間でディスカッション・申し送りを行う必要がありました。

以上のことから、スタッフ間ではジェネラル・スペシャリストという変な造語が使われていました。オリ・パラの選手対応は、スポーツ障害、例えば膝前十字靭帯損傷に対する理学療法の最先端知識が豊富であったところでそんなに有効ではありません。それよりも、広く医学的知識を有し、様々な状況に柔軟に対応でき、多くの選手やスタッフと適切な人間関係を構築できるスキルが求められます。また、自分ができること、できないことを他人に表現でき、これはわかるので自分に任せて!これは知らないのわかる人教えて…など年齢関係なく言えることが重要だと思いました。実際に、スポーツ理学療法学会の理事の先生に教えて!と言われたことがありました。実際には少しだけ伝えると全てを理解し、私より上手にやりこなしていましたが…現時点でも、また10年後にでも、後輩に「教えて!」って言える人間になりたいなと思いました。ジェネラルなスペシャリストになりたいと思いました。

4. レガシー

日本理学療法士協会は今大会のレガシー（長期的後世に残す良い影響）を具体化し、オリ・パラのみならず国民スポーツ大会（旧：国民体育大会）や各地方でのスポーツ大会でも使用できるよう整備をしていくとしています。

私ども県士協会でのレガシーは先述の通りで、日本パラ協会や競技団体との関係構

築ができました。

このレガシーはハード面・ソフト面、また有形・無形、様々なものがあります。私、個人としては今大会サポートを通じて多くの方とお会いする機会を得、人脈を得ました。

実際、2022年のスポーツメディカルサポート委員会勉強会には横浜市スポーツ医学センターから2名の理学療法士にご講演いただきました。また日本スポーツ理学療法学会の理事の方々も今後の県士協会の勉強会講師を快諾いただいています。逆に奈良マラソンの救護員としての活動を見たいのでぜひ声掛けをして欲しいとの問い合わせも来ています。

今回のレガシーにより、奈良から世界へ、世界から奈良へ、様々なスポーツ活動のサポートができるよう無形のレガシーを具体化していきたいと思っています。

5. オリ・パラ風景



県士協会から参加した4名

左から

唄大輔（平成記念病院）

楠元史（済生会奈良病院）

加納希和子（畿央大学大学院）

福本貴彦（畿央大学）

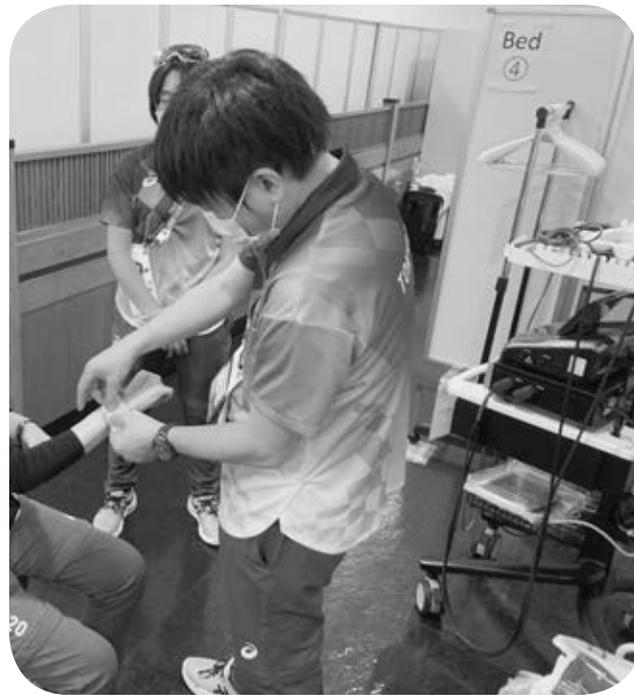


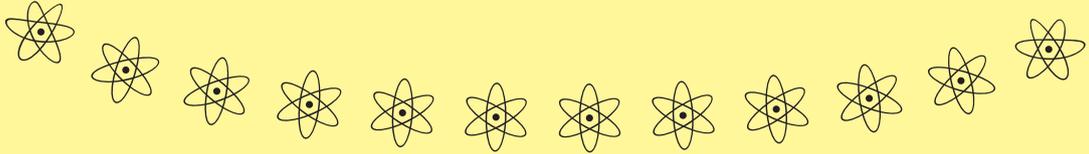
オリ・パラ MED スタッフに支給されたスタッフウェア
左から 半袖シャツ・短パンへ着脱可能なパンツ（唄先生）
長袖シャツ・パンツ（楠元先生）
メディカルビブスとポーチ（加納先生）
ディスポガウン上下とゴーグル（福本貴彦）



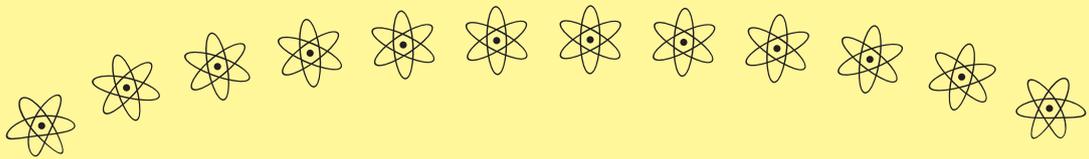
富士スピードウェイ（自転車競技：ロード）でのサポート活動中の福本（左）と加納先生（右）
写真は富士スピードウェイの救急車（実際に出動機会がありました）

空き時間、また診療後にスタッフ間での情報共有、ディスカッションを行いました。テーピングの巻き方一つでも教科書的な定義から選手のニーズに合ったものへの応用など、知っている人が教え、知らない人は真剣に習い、スタッフ全員でディスカッションしました。





コロナ禍での就職活動を経験して



コロナ禍での就職活動を経験して

南奈良総合医療センター リハビリテーション部
理学療法士 寺川大伍

最終学年時の過ごし方

私の最終学年時の過ごし方は、国家試験合格に向けて日々の試験勉強をとにかく頑張ったことです。学内で定期的に行われた模擬試験では、とても良い点数とは言えないものばかりでした。このままでは国家試験を合格できないと焦った私は、先生に思い切って相談してみると、「ただ単に覚えるのではなく、理解して覚えると良い」とご教示頂きました。それからの模擬試験は点数を上げることができ、相談することの大切さを学びました。

就活で難渋したこと

私が一番就職活動において難渋したと思うことは、自分自身が理学療法士として働いている明確なイメージが持てなかったことです。本来経験しているはずであった長期実習が中止となり、自宅学習でその期間を過ごしたため、理学療法士としての臨床的思考や患者さんとの関わり方などに不安を感じていました。しかし、そんな生活の中でも同期の仲間とお互いを励まし合ったことや、悩みを相談したことで徐々に自分に自信ができました。就職先での研修や勉強会などについても調べると、就職してからでも多くの技術や知識を身に付けることができると知り、就職活動に前向きに取り組むことができました。

いざ就職して思ったこと

就職して一年が経ちましたが、毎日学ぶことばかりで、付いていくのに必死の毎日でした。大学生時代に臨床実習は経験できませんでしたが、その分、職場の研修や勉強会をたくさん用意していただき、臨床に対する不安が就職前よりも随分と減りました。実際に患者さんを担当させていただき、治療を行っていく上で分からない事も多数ありますが、先輩方に相談したり同期の仲間と協力し、練習したことを実践で活用するなど、充実した一年目を過ごすことができました。

患者さんに提供するリハビリテーションの時間の中で、患者さんの笑顔を見たときや「ありがとう」と言ってもらったときに私のやりがいを感じ、理学療法士を目指して本当によかったと思います。これからは現状に満足せず、常に患者さんにとって何が必要なのかを考え、最適なりハビリテーションを提供できる理学療法士になるため、日々の臨床を振り返り、疑問解明や課題に取り組んでいきたいと思っています。

コロナ禍での就職活動を経験して

南奈良総合医療センター リハビリテーション部
理学療法士 上田玲央

最終学年時の過ごし方

最終学年時は4月から、大学での授業が無くなり、すべての授業がZoomでの自宅学習に切り替わりました。Zoomの講義は、自宅の為、勉強への切り替えが難しく、大学で受けるよりも頭に内容が入らなかったです。基本的に一人の為、気になることや分からないことがあっても、周りの同級生に相談しづらい状態でした。国家試験に関しては、私は少し特殊で、短期大学で理学療法試験に合格したのち、内部進学し、もう一年在学することで4大卒と同等学位が取得できるという方法をとっており、国家試験への心配はあまりありませんでした。

最終学年は卒業論文があったのですが、コロナ禍のため、研究論文はできずに、論文研究のみとなってしまいました。大学へはいけなかったため、先生や先輩にメールやZoomでやりとりしながらなんとか完成することができました。

就活で難渋したこと

コロナ禍の影響を一番感じた点は就職活動です。まず、前年と比べて明らかに求人が少なく、自分の条件に見合った病院を探すことが難しかったです。私は、先生に相談し、直接紹介していただき、就職を決めましたが、同級生の中には2月、3月になっても就職先が見つからず、仕方なく、求人が出ている病院に手当たり次第受けに行っていた方もちらほらいた印象です。また、大学に行かないため、周りの同級生がどれほど就職が進んでいるのか、どういった就職活動を行っていたのかが、把握しづらくとても不安に感じました。

いざ就職して思ったこと

就職先が、コロナ患者を受け入れている病院ということもあって、リハビリテーション部の働き方は大きく変わっていました。感染対策はもちろんですが、回復期病棟の閉鎖や、コロナ患者様の入院数増加によるリハビリテーション業務の減少、いままで開催してきた勉強会の中止など多大な影響がありました。コロナ患者の減少・増加に伴い、働き方が目まぐるしく変化するため、ようやく仕事に慣れてきたと感じても、また新しいルールや業務形態の変化があり、社会に出たての私は、ついていくのに精一杯の状態です。

コロナ禍での就職活動を経験して

医療法人 康仁会 介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス

中野 祐希

私は、某短期大学を卒業後、「介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス」に就職致しました。そして現在、理学療法士と言語聴覚士として働いています。3月に通っていた短期大学を卒業し、4月に新入職してから今まで、3ヶ月と半分程が過ぎました。最近になり、少しばかり業務にも慣れてきましたが、入職当初は1人のセラピストとして実際に働く、と言う感覚を掴めずに悩む日々を送りました。当たり前ではありませんが、学生時代に経験した臨床実習とは全然違います。それは、まだまだ未熟ながらも、プロのセラピストとして働く責任、と言う重みが加わったからだと考えます。この3ヶ月と半分の期間、何かが解決できたら、また新たな壁にぶつかってきました。この壁は、この先も何度も何度も私の前に立ちほだかることだと思います。ですがその度に、悩み、自分なりの解決策を考え、少しずつでも前進し、成長したいと考えています。

さて、表題に関して、次の3つのタイトルに沿って書き記そうと思います。それは、①最終学年、②就職活動、③就職の3つです。

まず、①の最終学年についてです。私は、最終学年をある意味で2度経験しました。それは、1度目は理学療法学を学ぶ学生として、2度目は言語聴覚学を学ぶ学生としてです。どちらの最終学年でも臨床実習を経験しました。加えて、学内実習も経験しました。私は、理学療法学を3年間学びましたが、臨床実習としての集大成である、3年間の中で最長期間の実習がCOVID-19により中止となりました。中止となったその期間は、学内実習と言う名のもと、学内で実技練習や実技試験、架空の症例に対する実技演習等を行いました。そして、言語聴覚学に関しては1年間学びましたが、こちらも当初予定されていた臨床実習期間が、COVID-19により短縮されました。短縮された期間は、理学療法学を学んだ最終学年と同様に、学内実習に置き換わり、実技練習や症例問題等が実施されました。どちらの最終学年にも共通して言えることが、実際に症例を考えた上で実技練習を行ったことです。一方で、どちらにおいても実技練習時の相手は学生や教員と言った健常者であり、症状や障害等の想像が難しく、実際の現場での実習と比較した際に、やや質が劣っていたかもしれません。実技練習の内容としては、評価をはじめ治療等、臨床実習で実施されるはずであった内容を行いました。学内実習だからこそ、じっくりと考える機会を得ることができ、練習を沢山行うことができた、と言うメリットが有ると感じます。その傍ら、実際に現場に出た際には、学内で必死に考え、練習した実技をそのまま活かせることは少ないことも事

実であると考えられます。そして、実際に今働いている中で感じることは、対応する御利用者様、考えて、診ていかなければならない御利用者様の人数が多いと言うことです。それに加えて、学生時代に学んだ基礎が凄く重要であることを痛感しています。じっくりと考える機会は減ってしまったかもしれませんが、最終学年で経験した学内実習での学びを少しでも活かせるように、日々精進していきたいと考える次第であります。

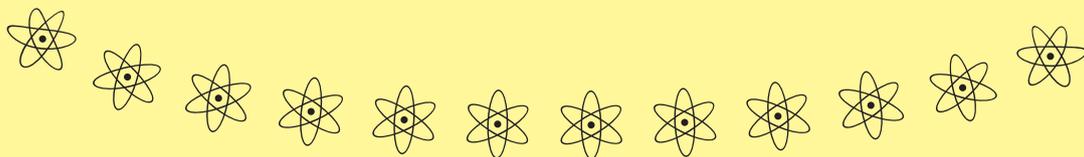
次に、②就職活動についてです。私が通っていた短期大学では、例年、3年時に学内にて就職説明会が開催されていきました。病院や老健等、多種多様な施設から就職説明会に足を運んで頂き、自身が興味のある施設の説明を聞きに行く、と言うスタイルのものです。本来であれば、私達の代でも開催される予定でしたが、COVID-19の影響により、やむなく中止となってしまいました。そこで私は、就職活動の一環として2施設へ見学に行きました。1施設は理学療法学を学んでいた2年生の時に、もう1施設は言語聴覚学を学んだ1年生の時です。COVID-19を考えると、2年生で行った施設見学に影響がありました。当時の施設見学当日、施設の見学として理学療法士の先生と一緒に、主要な部屋を回りました。その時の部屋数としては、リハビリテーション室を合せて、5部屋程度でした。その後、別室で施設に関する説明を受けてから、約1時間で施設見学は終了しました。本来なら、見学する部屋数はもう少し多かったそうですが、COVID-19の流行により、見学可能な部屋数の減少に至ったそうです。当時の印象としては、5部屋程度の見学をさせて頂いたものの、部屋の外から見る程度であり、施設での滞在時間も短く、職場の雰囲気をつかみにくかった、と言うのが本音です。替わって言語聴覚学を学んだ1年時の就職活動では、施設に関する説明をして頂き、リハビリテーション室の見学をさせて頂きました。これについては、3年時の施設見学とそれ程変わりませんが、これらに加えて、疑問に感じたことや気になること等に関して、質疑応答の時間を設けて下さいました。この時の印象は、見学した部屋がリハビリテーション室のみであった為、他の部屋の様子等は把握できなかったものの、質疑応答の時間を設けて下さったことにより、疑問が解消されたことに加えて、リハビリスタッフの雰囲気や職場の雰囲気等を若干ながらも感じ取ることができました。この時に行った施設が、「介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス」と同系列の病院でした。理学療法士と言語聴覚士の2つの資格を活かして働きたい、と言う思いが有り、この施設へ見学に行きました。そして、結果的にご縁が有り、「介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス」で働いています。また、学内での就職説明会の開催は有りませんでした。各病院や施設からビデオや資料にて就職に関する説明が届いていました。その中の1つに、当会のビデオも有りました。当病院と老健は共に、私自身が実習として伺った施設でなければ、学内での就職説明会もなく、対面でお話

しをする機会が少なかったことから少し不安はありました。そんな中で受けた採用試験でしたが、対面であったことや、予めビデオにて病院や老健のことを知ることができたこと、施設見学の際に質疑応答の時間を設けて下さっていたこと等により、不安な気持ちをあまり抱くこと無く挑むことができました。上記で述べてきた就職活動に関しても、様々な制約が有ったと考えられます。一方で、工夫も沢山されていたように感じます。就職活動をする中で、決して不安な気持ちが無かった訳ではありませんが、工夫がされていたことにより、多少の安心感を得ることができたことも事実だと考えられます。

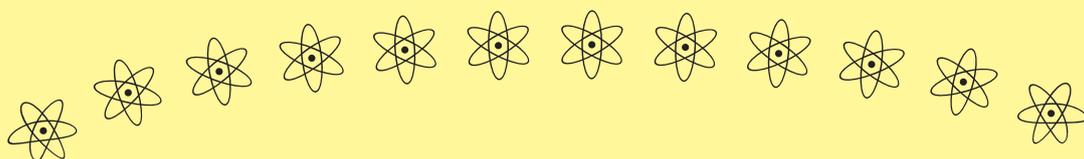
最後に、③の就職についてです。私が「介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス」に入職してから今日までに感じたことは様々です。その感じたこととしては、難しいことや分からないこと等、壁にぶつかり考えることが多いことその他、嬉しく喜ばしいことも有ります。ですが、COVID-19を考えると、壁にぶつかる様な事象の方が多いのかもしれないです。だからこそ、工夫しようとする気持ちや、喜ばしい事象が有った時にはその気持ちが倍増するのかもしれないです。学生時代もそうであったように、現在も、御利用者様に介入する時は勿論のことながら、会話する時や廊下を移動する時等、ほとんどの時間において、マスクとフェイスシールドの着用が当たり前です。通常であれば臨床実習に行っていた期間も学内実習になり、臨床実習に行くことができても介入面での制限が有ったりと、たかが数週間の臨床実習かもしれないですが、今となれば学生時代の経験として大きな損失となっているようにさえ感じます。マスクとフェイスシールドを着用しての介入において、何に困るかと言うと、相手から表情が分かりにくく、感情も伝えにくく、伝わりにくいこと、それだけでなく、大きな声で話していても、声がかもることで難聴の方とのコミュニケーションが更に難しくなること等が挙げられます。その為、ごく当たり前のことかもしれませんが、表情や感情面では、目元やマスクの外から見えている部分だけで伝わるように、より大きく、少し大袈裟な程に表現したり、ジェスチャーを用いたり、と言った工夫をしています。コミュニケーション面では、大きな声に加えて、できる限り低い声で、且つよりゆっくりと会話し、可能な限り端的に話すように心掛けています。また、聴覚的入力が高ければ、視覚的入力として筆談も行っています。これらの工夫に関して、マスクやフェイスシールドの着用が無かった時代にも行われていたことであると考えられます。ですが、私の中では COVID-19 の流行により、より気付きが増え、工夫を心掛けるようになったことでもあります。簡単なことであり、少し考えることにより気付くことができる内容であると考えられますが、COVID-19 の猛威があったからこそ得られたスキルであるかもしれないと感じています。

ここまで COVID-19 を交えて述べてきましたが、COVID-19 が私達の日常生活や医

療現場に大きな影響を与えていることは間違いないと言えるでしょう。COVID-19が疑わしい場合には検査をされ、濃厚接触者となれば、隔離されます。そして陽性となっても隔離されますが、生活をする上で経済面に影響を及ぼすだけでなく、御高齢者の場合であれば、運動やリハビリの機会を奪われてしまいます。この隔離期間における運動機会の減少による、御高齢者の体力や身体機能低下の著しさは言うまでも無いです。毎日がめまぐるしく過ぎ去り、充実した日々を送っていますが、COVID-19に対する不安やストレスが消えることは無いです。感染状況が少し改善されても、再び感染拡大する等、現状では収束の目処が立ちません。そんな中でも、医療現場で働く1セラピストとして、途方に暮れるのではなく、今の自分にできる最善を尽くすことができるように努めたいです。



協会各部・委員会の活動紹介



協会各部・委員会の活動紹介

財務部

部長 中川 勝利

財務部では以下の業務を3名の部員と事務員さん、顧問税理士さんの協力のもとで行っております。

- ① 財産・会計業務
- ② 予算・決算業務
- ③ 会費徴収業務
- ④ 資産管理業務

平成25年度から公益社団法人に移行し、顧問税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益社団法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

福利厚生部

部長 細川 彰子

COVID-19の感染により対面での飲食や大人数での事業ということもあり全ての厚生部事業が中止となってしまいました。

いまだに続く感染拡大や行動制限など、会員同士が顔を合わせての厚生部活動は困難な状況が続くと考えられます。厚生部事業を再開出来る目途はまだたっていませんが、再開時には会員の皆様が繋がりを持てるようにしたいと思っています。

介護保険部

部長 浦上 貴仁

介護保険部では、介護保険分野の理学療法・リハビリテーションに関する「情報収集および情報提供またはその相談窓口」、「情報交換会や勉強会等の研修事業」を主な責務として活動しています。

活動目的としては、会員の皆様がより円滑に介護保険分野での理学療法の提供を行えるよう回り、社会的には、介護保険分野における理学療法提供体制の構築を促進することを目的としています。

毎年、「情報交換会」を開催し、会員の皆様の介護保険分野に関する悩みや疑問を相談・

解決できるような場をつくるとともに、会員間の横の繋がりをつくることを目的として実施しております。今後も継続的に実施していく予定とじていますので、是非ご参加ください。

また、会員の皆様からのお問い合わせ・ご意見等ございましたら、奈良県理学療法士協会HPもしくはメールにて承りますので、お気軽にご連絡ください。

(問い合わせ先：きよ女性クリニック 浦上 t.urakami.61@gmail.com)

社会福祉部

部長 高島 正治

2021（令和3）年度は、障害者総合支援法の改正年度であり、障がい福祉サービスの報酬体系の見直しや新たなサービスや加算の新設などが行われ、各サービス事業者にとってはしっかりと把握しておくべき非常に大切な改正となりました。しかしながら、理学療法士の日常業務に大きく影響する変更点は確認されず、部の活動としては、前年に引き続き、メールにて新しい情報の確認と共有を行うに止まりました。

また部の今後の活動内容や部員の構成等について、検討課題として、次年度、本格的に議論していくことも確認しました。

現在の社会福祉部の部員の先生方は、日常業務で福祉サービスに関わる先生方が少なく、私も小児の病院に勤務していますが、小児以外の分野については明るいとはとても言い難い状況です。これまでの社会福祉部の活動においても、実際の現場で活躍されている先生方に必要な情報とは何なのか？必要な情報を提供出来ているのか？という根本的なことが理解できていないということが議論されることも度々でした。そのようなことから、次年度は2024年度の次回の法改正の準備という観点からも、メンバーの再構成や活動内容の再検討を行っていくこととしました。

つきましては、日常的に社会福祉サービスと関わりながら業務を行っている先生方、福祉制度やサービスに明るい先生方に力をお貸しいただきたいと思っております。ぜひ、力をお貸しいただけるとい先生がおられましたら、東大寺福祉療育病院の高島までご連絡をよろしくお願いいたします。

理学療法啓発部

部長 田中 満勝

理学療法啓発部は、年間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて、理学療法士について知っていただくことで、一般の方々の健康に貢献することを主な活動としています。

新型コロナウイルス感染症拡大により昨年度に続き、今年度においても理学療法フェスタを中止とさせて頂きました。

例年、イオンモール大和郡山店にて開催し、イベント内容は毎年恒例の「公開講座」

「理学療法啓発活動（相談会）」「体力測定」の3部構成となっています。

また、この企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、次年度以降の開催時には多数の先生方にご協力頂ければと思います。

理学療法啓発の一環として今年度も「理学療法川柳の募集」において、約200首の応募を全国から頂き、多くの方々に奈良県理学療法士協会の活動を知って頂く機会となりました。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページや、SNSの活用も視野に入れ、多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等、また随時部員を募集しておりますのでご興味がおございましたら、気軽に啓発部（訪問看護ステーションたいむ：田中 満勝）までご連絡下さい。

問い合わせ先メールアドレス：narapt_keihatsubu@yahoo.co.jp

理学療法フェスタ

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大にて中止。

フェスタの代替として、「理学療法の日」(7月17日)のチラシを作成し、新聞折込みにて奈良県全域に配布。

なら理学療法川柳

募集期間：2021年9月20日～9月30日

応募総数：193句

入選作品

【最優秀賞】 リハビリに 不要不急や 自粛なし
【会長賞】 コロナ禍も 濃厚訓練 するPT
【佳作】 リハ通い 背中を押した パラ五輪
リハビリを 欠かさぬ君に 金メダル
頑張った リハに孫から 金メダル
五輪観て 「俺も！」と祖父が 励むリハ
マスクから 「あきらめない！」が 漏れてくる
もう一回 その汗明日の 活力だ
尊厳の 回復目指す 療法士
5cmの 段差に挑む 大冒険
リハビリは ワクチンなみに 福反応
リハビリに 励んだ父の 汗を拭く

また前号で掲載できなかった理学療法啓発部の2020年度の活動紹介もここに掲載させていただきます。

理学療法啓発部 2020

部長 田中 満勝

理学療法啓発部は、年間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて、理学療法士について知っていただくことで、一般の方々の健康に貢献することを主な活動としています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年度につきましては理学療法フェスタを中止とさせていただきます。

例年、イオンモール大和郡山店にて開催し、イベント内容は毎年恒例の「公開講座」「理学療法啓発活動（相談会）」「体力測定」の3部構成となっています。

また、この企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、次年度以降の開催時には多数の先生方にご協力頂ければと思います。

理学療法啓発の一環として今年度も「理学療法川柳の募集」において、約170首の応募を全国から頂き、多くの方々に奈良県理学療法士協会の活動を知って頂く機会となりました。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページや、SNSの活用も視野に入れ、より多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等、また随時部員を募集しておりますのでご興味がございましたら、気軽に啓発部（訪問看護ステーションたいむ：田中 満勝）までご連絡下さい。

問い合わせ先メールアドレス：narapt_keihatsubu@yahoo.co.jp

理学療法フェスタ

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大にて中止。

なら理学療法川柳

募集期間：2020年9月19日～9月30日

応募総数：172句

入選作品

- 【最優秀賞】 GoToに 間に合うように リハ励む
【会長賞】 日々励む リハビリテーション 自粛なし
【佳作】 コロナ後の お出掛け目指し 励むリハ
自主トレの 回数問われて 盛ってみた
この一歩 自分の中で 歴史的
リハ仲間 今は大事な 旅仲間
リハビリで 増えた笑顔と 減ったぐち
リハビリで GoToしたい 夢未来
コロナ渦も リハビリだけは 自粛せず
リハビリで 家族関係 密になる
ついていた 杖とため息 なくすりハ
あきらめない パパの背をみて そだつボク

生涯学習部

部長 中村 潤二

生涯学習部では、日本理学療法士協会の生涯学習の履修や各専門領域における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。この生涯学習制度は2022年度に新生涯学習制度に更新されました(図1)。新制度では、前期研修、後期研修があり、これらを修了することで登録理学療法士となります。これらの研修は座学や実地研修で構成され、最短で合計5年で修了することができ、多くの座学はe-ラーニングでの受講が可能です。e-ラーニングは入会年の9月から受講可能な予定です。また奈良県理学療法士協会では、前期研修の一部を対面(Web)で開催します。前期研修の実地研修は自施設に実地指導者(登録理学療法士)の方がおられる場合と、そうでない場合で履修の流れが異なります。登録理学療法士の方がおられない場合には、e-ラーニングや症例検討会の聴講、他施設の見学研修の受講が必要となります。

後期研修の研修では、症例検討会の発表や聴講が必要となります。登録理学療法士になられた方は5年ごとの更新制となり、カリキュラムコードに準じたポイントの取得や更新時研修の受講により更新できます。これらの症例検討会や研修会は自施設で開催するものも申請することで単位認定可能となり、奈良県理学療法士協会では申請要件を定めています。https://narapt.jp/image/0_0/a9b71b081cc4694136f620ebef409f37.pdf

また、登録理学療法士を基盤とし、自らの専門性をさらに高めるために認定・専門理学療法士制度があります。これらの取得には研修や学会への参加などを行う必要があります。

これらの新制度に関して、詳細は下記の日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/>

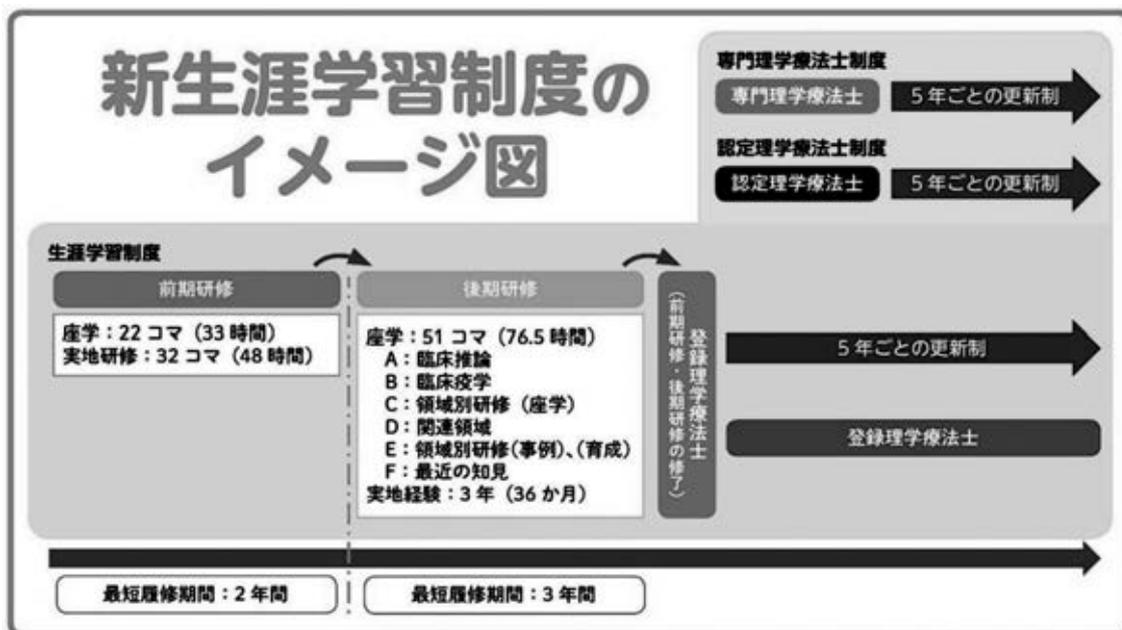


図1

研修部

部長 岩佐 清志

研修部では、研修会の企画・開催と理学療法士講習会の開催を行っております。

理学療法の分野が多岐に広がってきていますので、研修会ではテーマの偏りが無いように、各回、様々な分野で活躍されている講師に講演をお願いしています。通常の研修会であれば高額な参加費が必要な講演を、会員であれば1000円程度というお手頃価格で受講できることが最大の魅力です。

2021年度は、理学療法士講習会では「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」「吸引の基本と実際～人工呼吸器を用いて～」を開催致しました。理学療法士講習会は応用的なものから実技を含めたものなど翌日から臨床で役立つような内容になっています。10月には、第1回研修会として「地域理学療法学のエビデンス-ガイドラインの紹介と活用-」を開催致しました。

会員の皆様が自らの専門性を高め、良質なサービスおよび学識の向上に貢献できるよう、今後も企画・運営に努めていきたいと考えております。会員の皆様も奮って研修会・理学療法士講習会へ参加していただきますようお願い致します。

なお、研修会・講習会では当日の受付作業を簡略化するために、事前にホームページにて申込+決済まで実施することになっています。また、開催を案内するために「お知らせメール」の活用を行っておりますので、ご登録がまだの方は登録の手続きをよろしくお願い致します。今後も会員の皆様に、より良い研修会・講習会を提供出来るように、尽力してまいりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

最後に、研修部では随時部員を募集しています。ご興味ある方は気軽に下記までご連絡下さい。

問い合わせ先：天理よろづ相談所病院 リハビリテーション部

岩佐 精志 (いわさ きよし)

メールアドレス：typtiwasa@gmail.com

学術誌部

部長 岡田 洋平

学術誌部では、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発刊しています。昨年度も奈良理学療法学 No.14 を無事発刊することができました。部員5名で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。理学療法学の学術基盤を構築し、発展させていくことは、我々にとって大きな命題であり、よりよい理学療法を多くの対象者に提供していくことにつながればと考えております。その手段として、(公)奈良県理学療法士協会においても学術誌を通して会員間で学術交流を図り、臨床知見や研究成果を会員外の方とも共有できれば、理学療法学という学問の発展にも寄与できると考えております。是非、会員の皆様方の研究活動の成果をご投稿いただけますようよろしくお願い申し上げます。多くの投稿を心よりお待ちしております。

また、2021年度からは奈良理学療法学を電子版化し、J-STAGEで掲載することになりました。以下よりフリーで読んでいただけますので是非ご一読いただければと思います。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/nararigakuryohogaku/-char/ja>

ホームページ管理部

部長 赤松 眞吾

ホームページ管理部では、奈良県理学療法士協会主催の研修会や日本理学療法士協会からの情報、分科学会・ブロック学会など、理学療法関連の研修会の案内などを掲載しています。昨年度は150件以上の研修会・学会のお知らせを配信しています。お知らせメール登録をしていただくと、ホームページを確認することなく手軽に情報入手することが可能ですので、知識のBrush upの一助となるよう、まだ登録されていない方はこの機会に是非ご登録ください。

現在、PC版のホームページの細部修正を行っておりますが、スマホ版のホームページも利用していただきやすいように検討していこうと考えております。

これからも、会員皆様の情報源となれるよう活動できればと思いますので、ご意見等ございましたら、ホームページ管理部までご一報いただければ幸いです。

<https://narapt.jp/news/k=451>



第 30 回奈良県理学療法士学会準備委員会

学会長 細川 彰子
準備委員長 吉田 陽亮

第 30 回奈良県理学療法士学会は COVID-19 感染症の感染拡大により 1 年延期し、さらに感染が拡大する中協議を重ねた結果、本会は WEB 開催での学会を開催させていただき運びとなりました。テーマは昨年度と同様に『未来に繋げる理学療法～多様化するニーズに応える理論と実践～』としました。新たな生活様式の中私たち理学療法士が何を求められ、どう応えていくか今一度考えていく場にとさせて頂きました。WEB 開催となりましたが 160 名の方にご参加頂きました。

第 30 回特別記念講演では鹿児島大学の牧迫飛雄馬先生に「身体・認知機能の加齢的变化とどのように向き合うか?」といったテーマでご講演頂きました。また教育講演では西大和リハビリテーション病院の尾川達也先生、畿央大学の梶原由布先生、畿央大学の瀧口述弘先生にご講演して頂きました。

一般演題は 22 演題が集まり、口述発表ではなく奈良学会では初めての WEB でのポスター発表という形をとらせていただきました。今回は WEB 開催という初めての取り組みでありましたが、座長の先生方を中心に活発な議論がなされ、大変有意義な場となりました。

特別記念講演、教育講演は初めてオンデマンド配信を行いました。当日やむを得ずご参加頂けなかった方にも貴重な学習の場としてご好評を頂いておりました。ご講演頂きました先生方、座長や査読をお引き受け頂きました先生方、ご参加頂きました先生方には改めて深く御礼申し上げます。

第 31 回奈良県理学療法士学会準備委員会

学会長 高島 正治
準備委員長 後藤 総介

2021 年度の 31 回奈良県理学療法士学会（以下、31 回学会）準備委員会の本格的な活動は、8/21～8/22 の第 30 回奈良県理学療法士学会（以下 30 回学会）の前日準備、開催当日の見学からスタートとなりました。

31 回学会は準備委員長の後藤先生はじめ準備委員会の中心となる先生方との協議の結果、新型コロナ感染拡大にしっかり準備しながら、発表者の先生方には可能な限りご来場いただくというハイブリッド形式での開催が決定しておりました。30 回学会は完全 Web 形式での開催であり、開催の形式に違いはありましたが、準備・開催の見学をさせていただいた結果、30 回学会のパッケージをどの程度 31 回学会に移行できるかが、準備を効率的に進めていく上で重要なカギになると強く思った記憶があります。ちなみに恒例の次期学会長挨拶については、ほぼ記憶にありません。後藤準備委員長が「問題なかったです。」とおっしゃって下さったので問題なかったのだらうと思っています。

その後、30回学会からの引継ぎや月1回の準備委員会のWeb会議を重ね、2021年末に向け、徐々に内容が固まっていきました。その中で、後藤準備委員長が、全国的に著名な先生方のご講演が聞けたり、全国から多くの参加者を募集出来たり、Webと対面での開催の良いところ取りが出来て、これまでにない学会が開催出来たら…と熱く語っておられたのが印象的でした。

2021年終盤、学会準備委員会のメンバーも増え、いよいよ実務的な準備も進んでいく中、2022年度予算案と事業計画の提出時期となり、予算案の作成に難渋しました。私の準備不足や不慣れもあり、ハイブリッド開催にあたり必要なPC台数や学会ホームページの引継ぎ等に関わる予算建てのイメージが乏しく、まずまず大きな金額を予算として提出させていただいた結果、財務の中川先生や事務局長の和田先生に個別にご対応いただくことになってしまいました。後藤準備委員長にも、修正や状況説明でかなりご迷惑をおかけしてしまったと思います。皆さん、その節は大変申し訳ありませんでした。

2022年が明け、何とか拡大理事会において予算案も承認していただき、いよいよ実務的な準備の開始となりました。確か学会会場が当初予定させていただいていた畿央大学さんから奈良学園大学さんをお願いしようと思っただけだったのもこの時期だったように思います。これまでの学会と大きく異なる開催形式、周知活動にHPやSNSを本格的に利用することなど、私がこれまでに経験したことのない新しい学会の開催形式の準備になかなかイメージがわからず、頭が着いていかなかったことや準備委員会の若い先生達のお力をお借りして乗り切れないと割り切ったことで少し気持ちが楽になったこと、いつまでも付きまとうコロナウイルス感染拡大の不安…日々、色々なことを思いながらも、本当に無事に開催できるのかという不安が常に頭の真ん中であつたことを記憶しています。

この頃の準備活動の中で印象的なことがありました。学会周知活動にHPやSNSを利用していく上で、その活用の難しさです。31回学会をどうアピールしていくか、そのためにどのツールを選択し利用するか、実際の準備作業と業者に依頼した作業のスピード感の違いによる全体の作業の停滞、日頃少なくとも私より利用されている若い先生方が閲覧数やフォロワーが伸びないと非常に苦労されていたことも目の当たりにしました。次から次へと変わる便利なツール・道具の利用の仕方や向き合い方…偉そうなことは言えませんが、時代が変わって便利になるけれど、その裏にある変わらないことも再確認出来ました。また理学療法士が理学療法だけ出来れば良い時代ではないことも痛感させられました。

ここに全てを掲載することは出来ませんが、教育講演を行ってくださる先生方の選定や交渉、会場を含めたPCネットワーク環境の構築、HP、SNS等による学会周知活動の拡がり等…2021年度末に向け、準備委員の先生方の頑張りや、着実に一つ一つ実際の作業が進んでいく中、準備委員会全体として学会開催のイメージが共有しやすくなったと思いました。またこの頃から、私自身も学会開催成功をイメージすることが出来るようになっていったことを覚えています。

さて、この後、学会開催に向け進んでいくわけですが、本稿はここまでとし、続きは2022年度分で報告させていただきます。

ここまでお読みいただきありがとうございました。

第 32 回奈良県理学療法士学会準備委員会

学会長 岩田 健二
準備委員長 山田 哲也

2023 年に開催予定の第 32 回奈良県理学療法士学会準備委員会は、その機運を高めるべく、1 つ 1 つ準備しております。感染症対策にて開催形式はハイブリッドなのか、現地開催のかなど不確定要素もありまだまだ検討事項は多くありますが、第 31 回準備委員会の先生方をはじめ会員の皆様のお力も借りながら、皆様の知識欲を満たせる充実した学会となるよう準備を進めて参ります。

表彰審査委員会

委員長 西山 章太

表彰審査委員会は、委員長を含めた 4 名で構成しております。昨年度は、奈良県や日本理学療法士協会から依頼される各種表彰（叙勲・褒章、地域総合功労、医療功労賞、協会賞、感謝状等）に対して、会員が該当するかを審査し理事会決定のもと依頼先に返答しております。

また、奈良県理学療法士協会で定められた表彰規定に該当する会員についても審査しております。そして、奈良県理学療法士学会の学術奨励賞についても対応しておりましたが、今年度より学会準備委員会に引き継いでおります。

今後も一人でも多くの会員が表彰されるように努めてまいります。

新人研修委員会

委員長 梅本 康明

新人研修委員会は1～5年目を対象とした基礎的な講習会を運営しています。2021年度（令和3年度）は全て理学療法士講習会として開催し、合計448名の方が受講されました。

2022年度（令和4年度）も全7コースの開催予定です。例年と同様に様々な分野でのコースが奈良士会主催の研修会として開催されます。また、今年度もZOOMウェビナーで講義を行います。

2021年度（令和3年度）実績

1. 委員会開催（4回開催）
2. 理学療法士講習会

1) 理学療法士講習会（基本編 理論）「呼吸器リハビリテーション」コース

開催期間：2021年6月26日、2021年6月27日（全8回）計12時間

開催場所：奈良士会事務所（ZOOMウェビナー開催）

コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）

受講者60名（会員33名 非会員27名）

講師 田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
鈴木 拓真（天理よろづ相談所病院）
坂本 雅尚（平成記念病院）
鈴木 広大（阪奈中央病院）
福田 章人（天理よろづ相談所病院）
田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院）

2) 理学療法士講習会（基本編 理論）「脳卒中リハビリテーション」コース

開催期間：2021年7月3日、2021年7月4日（全6回）計9時間

開催場所：奈良士会事務所（ZOOMウェビナー開催）

コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）

受講者80名（会員80名 非会員0名）

講師 政田 純兵（市立奈良病院）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）
生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）

辻本 直秀 (西大和リハビリテーション病院)

藤井 慎太郎 (西大和リハビリテーション病院)

3) 理学療法士講習会 (基本編 理論) 「運動器リハビリテーション」コース

開催期間: 2021年8月28日 (全4回) 計6時間

開催場所: 奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)

コーディネーター 熊田 直也 (白庭病院)

受講者77名 (会員76名 非会員1名)

講師 榮崎 彰秀 (さくらい悟良整形外科クリニック)

山田 哲也 (西奈良中央病院)

久野 剛史 (松倉病院)

熊田 直也 (白庭病院)

徳田 光紀 (平成記念病院)

4) 理学療法士講習会 (基本編 理論) 「装具ハビリテーション」コース

開催期間: 2021年11月14日 (全5回) 計7時間30分

開催場所: 奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)

コーディネーター 梅本 康明 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

受講者67名 (会員67名 非会員0名)

講師 梅本 康明 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

乾 康浩 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

高田 博史 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

関口 貴弘 (平成まほろば病院)

篠宮 健 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

5) 理学療法士講習会 (基本編 理論) 「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」
コース

開催期間: 2021年12月5日 (全4回) 計6時間

開催場所: 奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)

コーディネーター 和田 善行 (平成記念病院)

受講者53名 (会員26名 非会員27名)

講師 増田 崇 (奈良県総合医療センター)

和田 善行 (平成記念病院)

大垣 昌成 (平成記念病院)

坂本 雅尚 (平成記念病院)

6) 理学療法士講習会 (基本編 理論)「地域リハビリテーション」コース

開催期間：2021年12月11日～2021年12月12日 (全7回) 計10

時間30分

開催場所：奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)

コーディネーター 山本 和典 (平成まほろば病院)

受講者36名 (会員36名 非会員0名)

講師 中川 勝利 (訪問リハビリテーションみそら)

淵脇 崇 (介護老人保健施設 ふれあい)

浦上 貴仁 (きよ女性クリニック)

堀田 修秀 (介護老人保健施設 鴻池荘)

山本 和典 (平成まほろば病院)

中谷 充志 (介護老人保健施設 ウェルケア悠)

増田 崇 (奈良県総合医療センター)

7) 理学療法士講習会 (基本編 理論)「循環器リハビリテーション」コース

開催期間：2021年12月19日、2021年12月26日 (全7回)

計10時間30分

開催場所：奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)

コーディネーター 今井 誠 (高井病院)

受講者75名 (会員74名 非会員1名)

講師 田平 一行 (畿央大学)

増田 崇 (奈良県総合医療センター)

後藤 総介 (天理よろづ相談所病院)

和田 祥武 (高の原中央病院)

中村 洋貴 (高井病院)

墳下 直道 (高井病院)

専門領域委員会

委員長 田平 一行

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む5人です。現在下記の5つの勉強会が活動しています。いくつかの勉強会では、日本理学療法士協会（日理協）の基礎講習会の運営を担当しています。また本会と共催して日理協の履修ポイント取得可能な研修会も開催しています。興味のある先生方は、是非ご参加頂ければと思います。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した。

勉強会は Web 会議形式をとっていたので、例年どおり実施できた。

活動日時：月2回 合計20回

参加人数 8～20人

○学会発表

第31回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：3演題

第49回日本救急医学会総会・学術集会：1演題

○論文

Takeda H, et. al. Relationship between kyphosis and cough strength and respiratory function of community-dwelling elderly. *Physiother Theory Pract.* 2021 Oct 16;1-8.

山下 裕、他。高齢患者における待機的胃・大腸癌術後合併症発症の術前予測因子。日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌 30(1)、115-120、2021

守川 恵助、他。慢性閉塞性肺疾患患者におけるエネルギー必要量の推定式の作成。日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌 30(1)、109-114、2021

○研修会

タイトル：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

共催：日本理学療法士協会、奈良県理学療法士協会、専門領域勉強会 呼吸器循環器勉強会

日時：令和3年12月18日 9:00～16:30

場所：畿央大学 C3 運動療法実習室、P302 講義室、P201 講義室、P202 講義室

開催方法：リモートと対面のハイブリッド開催

参加者 28名（会員 28名）

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

○奈良整形外科リハビリテーション勉強会 会誌 第1巻 2022年1月発行 ISSN：2436-7583

○2021年4月15日 第121回定期勉強会（定例会）ZOOM開催

症例検討：右脛骨高原骨折術後の一症例～膝関節深屈曲角度の再獲得について～

白庭病院 清水智弘 先生

TAA術後の後療法について

西奈良中央病院 山田哲也 先生

○2021年5月16日 2020年度特別講習会 ZOOM開催

*昨年度から延期開催

講演①：超音波が変える運動器診療

まえだ整形外科 前田 学 先生

講演②：人工膝関節全置換術術後の早期理学療法のチェックポイント

白庭病院 熊田直也 先生

○2021年6月13日 第1回奈良整形外科リハビリテーション勉強会学術集会 ZOOM開催

*昨年度から延期開催

・第1セッション 座長 徳田 光紀 先生（平成記念病院）

1. 膝蓋骨骨折後、膝関節屈曲可動域改善に難渋した症例

平成記念病院 森田 匡博 先生

2. 左膝蓋骨骨折後、膝関節屈曲角度の獲得に着目した一症例

松倉病院 平林 和将 先生

3. 膝蓋骨骨折術後の膝関節屈曲可動域制限の要因について

平成記念病院 城谷 将輝 先生

4. 右脛骨高原骨折術後の膝関節深屈曲角度の改善について

白庭病院 清水 智弘 先生

5. 左脛骨高原骨折後にTKAを施行し可動域獲得に難渋した一症例 ～アイシングとセルフトレーニングの重要性～

白庭病院 熊田 直也 先生

・第2セッション 座長 松田 強史 先生（松倉病院）

6. スポーツ障害患者の膝関節伸展筋力は全身の骨格筋量指標と関連する

平成記念病院 唄 大輔 先生

7. 両側THA後に腰部痛による活動制限があった一症例

白庭病院 吉富 真司 先生

8. 殿部痛に対し仙腸関節へのアプローチが有効であった一症例
岡波総合病院 清水 恒良 先生
9. 大腿骨近位部骨折術後症例に対する神経筋電気刺激療法の効果
平成記念病院 徳田 光紀 先生
10. 人工足関節全置換術 (TAA) の術後背屈可動域と FHL の関係について
西奈良中央病院 山田 哲也 先生

・第3セクション 座長 清水 恒良 先生 (岡波総合病院)

11. Bankart 修復術後症例における肩関節屈曲と回旋の関係性
さくらい悟良整形外科クリニック 原 康祐 先生
12. 上腕骨近位端骨折後の小円筋下部筋束付着部の観察
松倉病院 松田 強史 先生
13. 肘関節後方脱臼後屈曲拘縮の改善に難渋した一症例
松倉病院 久野 剛史 先生
14. 習慣性両肩関節後方亜脱臼の1例
さくらい悟良整形外科クリニック 榮崎 彰秀 先生

○2021年7月15日 第122回定期勉強会 (定例会) ZOOM開催

- レクチャー：Fascia について 松倉病院 久野剛史 先生
TKA の疼痛評価の最近の動向認知的側面の評価 平成記念病院 徳田光紀 先生

○2021年8月19日 第123回定期勉強会 (定例会) ZOOM開催

- 症例検討：左単顆型人工膝関節置換術術後の症例について～Extension Lagに着目して～
平成記念病院 倉田翔太 先生
TKA 術後に膝外側部痛が残した一症例 松倉病院 尾崎友哉 先生

○2021年9月16日 第124回定期勉強会 (定例会) ZOOM開催

- 症例検討：肩関節拘縮を呈した1症例 さくらい悟良整形外科クリニック 原 康祐 先生
変形性膝関節症保存治療後大腿骨内顆壊死により疼痛増加しTKRを施行された症例
平成記念病院 森田 匡博 先生

○2021年10月21日 第125回定期勉強会 (定例会) ZOOM開催

- 症例検討：大腿骨顆上骨折術後に重度の拘縮が生じた症例について
平成記念病院 城谷将輝 先生
投球障害について さくらい悟良整形外科クリニック 原 康祐 先生
股関節前方がつまる？ 平成記念病院 唄 大輔 先生

○2021年11月18日 第126回定期勉強会(定例会) ZOOM開催

レクチャー: 転倒予防に役立つ運動 白庭病院 熊田直也 先生

症例検討: TKA後のVM縫合不全により膝蓋骨脱臼を呈した一症例

松倉病院 平林和将 先生

○2021年12月16日 第127回定期勉強会(定例会) ZOOM開催

レクチャー: 訪問リハビリにおける難症例の対応について

西奈良中央病院 山田哲也 先生

症例検討: 肩腱板断裂修復術後に職業復帰に難渋した1症例

平成記念病院 松井翔 先生

○2022年1月20日 第128回定期勉強会(定例会) ZOOM開催

症例検討: 右肩関節拘縮患者の可動域制限の改善に難渋した1症例

松倉病院 尾崎友哉 先生

○2022年2月17日 第129回定期勉強会(定例会) ZOOM開催

症例検討: 人工椎間板置換術施行後、症状悪化にて人工椎間板抜去+前方固定術を施行した症例

岡波総合病院 清水恒良 先生

レクチャー: 肩関節可動域測定~私の注意点~

さくらい悟良整形外科クリニック 榮崎彰秀 先生

○2022年3月13日 第2回奈良整形外科リハビリテーション勉強会学術集会

参加人数 43名 (ZOOM開催)

・第1セッション【肩関節】

座長: 徳田 光紀 先生 (平成記念病院)

1. 習慣性肩関節後方亜脱臼症例に対する保存療法の検討

榮崎 彰秀 先生 (さくらい悟良整形外科クリニック)

2. 肩腱板損傷術後に可動域改善に難渋した一症例

松井 翔 先生 (平成記念病院)

3. 肩腱板損傷術後に関節可動域獲得に難渋した一症例

倉田 翔太 先生 (平成記念病院)

4. 肩腱板損傷に対する理学療法効果の検証

原 康祐 先生 (さくらい悟良整形外科クリニック)

・第2セッション【膝関節】

座長: 城谷 将輝 先生 (平成記念病院)

5. 右人工膝関節全置換術後の跛行の成因についての一考察

清水 智弘 先生 (白庭病院)

6. TKA 後の内側広筋断裂により膝蓋骨脱臼を呈した一症例
平林 和将 先生 (松倉病院)
7. TKA 術後に膝外側部痛が残存したが、足部に着目し疼痛の改善を得られた一症例
尾崎 友哉 先生 (松倉病院)
8. 脛骨高原骨折保存療法後の深屈曲獲得に対して膝窩筋周囲組織アプローチが著効した一症例
松田 強史 先生 (松倉病院)

・第3セッション【足関節】 座長: 唄 大輔 先生 (平成記念病院)

9. 交通事故により両足関節骨折後、関節可動域・歩行改善に難渋した一症例
森田 匡博 先生 (平成記念病院)
10. アキレス腱縫合術後、ジョギング動作獲得に難渋した一症例
前本 詩織 先生 (平成記念病院)
11. 外傷性後脛骨筋腱断裂後、腱縫合術を施行された一症例
萩岡 裕柁 先生 (岡波総合病院)
12. 右脛腓骨遠位端骨折術後に創部癒合不全を呈し、可動域獲得に難渋した一症例
熊田 直也 先生 (白庭病院)

・第4セッション【整形疾患全般】 座長: 久野 剛史 先生 (松倉病院)

13. 膝蓋骨骨折後、骨片転位に差のあった2症例
清水 恒良 先生 (岡波総合病院)
14. 変形性膝関節症患者におけるダイナペニアと膝関節機能の関連について
吉富 真司 先生 (白庭病院)
15. 手指関節拘縮による屈曲制限に対するアプローチ
八尾 賢吾 先生 (松倉病院)
16. 整形外科疾患として介入開始し、難病の診断を受けられた症例
山田 哲也 先生 (西奈良中央病院)

3) 発達障害児・者勉強会 代表: 古川 智子
COVID-19 感染拡大のため活動できなかった。

4) 3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表: 柴田 康太郎

活動内容

日時: 毎月1回不定期の金曜日 19:30~21:00

場所: 奈良県理学療法士協会事務所・自宅から ZOOM を使用

| | 内 容 | 担 当 |
|-----|--|-------------------------------|
| 4月 | 呼吸管理に必要な解剖・生理 | 柴田康太郎(平成記念病院) |
| 5月 | 呼吸不全の病態と管理 | 坂本兼玲(平成記念病院) |
| 6月 | 血液ガスの解釈 呼吸機能とその検査法 | 瀧岡直史(平成記念病院) |
| 7月 | 人工呼吸とその適応、離脱 人工呼吸器の基本構造と保守及び医療ガス | 岡田直也(天理よろず相談所病院) |
| 8月 | 吸入・酸素・薬物療法、 NPPVとその管理法、在宅人工呼吸 | 吉田周平(平成記念病院) |
| 9月 | 気道確保と気道管理 小児の呼吸管理 | 柴田康太郎(平成記念病院) 坂本兼玲(平成記念病院) |
| 10月 | 開胸・開腹手術後の肺合併症、 人工呼吸中のモニター1,2、呼吸不全の全身管理、人工呼吸中の集中治療 | 坂本雅尚(平成記念病院) |
| 11月 | 問題形式とその解説 | 柴田康太郎(平成記念病院) |

内容：呼吸療法認定士試験に向けて、ウェビナー形式にて勉強会を実施
勉強会への参加者 25名

第26回三学会合同呼吸療法認定士試験

合格者：2名 不合格者：1名 他5名：合否不明

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

活動内容

○なら糖尿病デー2021 (Web開催)

2021年11月14日(日)～12月31日(金)

・糖尿病デー2021に向けた会議(月1回程度：奈良糖尿病協会主催)

・理学療法部門として動画作成

理学療法士による「やるシカない!?家庭でできる簡単な運動!」:

<https://www.youtube.com/watch?v=n3o9odHn9Eg>

○糖尿病対策事業についての情報交換会(7名参加)

ブロック活動推進委員会

委員長 井上 裕水

ブロック活動推進委員会です。例年、北和ブロック、中和ブロック、南和ブロックの交流を深めるため主に症例報告会を開催しております。症例報告会では比較的若手の先生方のご活躍しております。本症例報告会を通して、若手の先生方の発表の経験、先生方へ助言を通して自己研鑽の機会、近隣の先生方との交流が深まるなど独自の魅力がございます。委員の先生方も、様々な方面でご活躍されている先生が多く、委員会の運営を通して勉強する機会がたくさんあります。本委員会の活動を通して、参加する先生方、運営する先生方の交流を深めるきっかけとなり日々の臨床に活かせるような内容を企画・検討しております。下記に2021年度の活動を報告いたします。

2021年度は、初めてのオンラインにて開催いたしました。ブロック合同で行った症例検討会では12演題の発表がありました。

運動器系、神経系、内部障害系と幅広い分野がありました。検討会を通して、症例様の治療にあたり普段とは異なった観点からの評価や治療方法があり、さらに勉強をすすめていく必要がある事を感じさせられました。また、検討会を通して、先生方の理学療法に対する熱い思いや、参加者の先生方からの活発な意見交換があり、非常に良い雰囲気で行われました。また、発表して頂いた内容やパワーポイント資料では優れた表現が多数あり感銘をうけました。2022年度は、生涯学習制度の後期研修のE:領域別研修（事例）の企画を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

最後に委員についても随時募集しておりますのでご興味のある先生方はいつでも下記にお問い合わせください。よろしく願いいたします。

問い合わせ先：井上 裕水（奈良県理学療法士協会会員）

メールアドレス：hiro_heisei_pt@yahoo.co.jp

<記>

1. ブロック合同症例報告会の開催

日時：2022年2月6日（日）10:00～15:00

会場：オンライン開催 演題数：12題

参加者：39名（会員34名 会員外0名）

地域包括ケアシステム推進委員会

委員長 堀田 修秀

地域包括ケアシステム推進委員会では、奈良県各市町村から事業依頼があった際の相談窓口、事業担当理学療法士の推薦、推進リーダー導入研修会の運営など地域包括ケアシステムに関する事業を担当しています。また、作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進を行っています。

奈良県における市町村へ理学療法士が協力した事業として、自立支援型地域ケア会議のコンサルタントまた助言者としての出席、地域の通いの場での個別相談や体操指導、住民リーダー養成、介護事業所への指導など多岐に渡ります。各事業については単発事業や継続的に協力させて頂いている事業もあります。しかし新型コロナウイルス蔓延により、各地域での事業は軒並み中止となり、協力事業も一旦は中断を余儀なくされました。

昨今、コロナウイルス感染者数の減少により、各地域での事業は再開され始め、『ウィズコロナ』における新たな事業展開の助言など、我々も新たな局面における活動を期待されています。

現状、まだまだ地域で活動する理学療法士が少ないこと、地域の事業に関わる理学療法士の質の担保、地域包括ケアシステムに関する認識が低いことが課題と考えています。それらに対し、推進リーダー導入研修はじめ研修コンテンツの再考、奈良県各市町村の事業や参画している理学療法士達の活動の共有や啓発、参画している療法士においては課題解決に向けた横の繋がりを作ることなど、会員の皆様に『地域包括ケアシステム構築』に向け、積極的に参画したい、相互に相談できるから心強いと思えるシステムの構築に向け努めていきたいと考えています。

災害対策委員会

委員長 和合 弘貴

当委員会では、災害支援に関する研修会の企画や、近畿圏内の他府県士会との情報交換、被災・支援時の体制作りを行っております。

2021年度はコロナ禍ということもあり、オンラインでの研修会を開催し20名程度の方に参加していただきました。研修会では、熊本県理学療法士協会の佐藤先生よりコロナ禍での災害支援活動について、宮城県理学療法士会の坪田先生より東日本大震災のリハ支援活動の実際と課題についてご講義いただきました。

2022年度は、委員の増員や、年2回の研修会開催を予定しており、災害支援について更なる情報発信を行い、少しでも防災・減災が図れるように支援者を増やしていきたいと考えておりますので興味のある方は、研修会への参加をお待ちしております。

管理者ネットワーク推進委員会

委員長 西田 宗幹

2021年度、管理者研修会（全体）では、コロナ禍で各勤務地での仕事の在り方が大きく変化したこともあり、感染対策など様々な事を検討しながら業務を実施するなど、多くの管理者が悩んでいたこともあり、全国の病院にコロナの影響や対応策、課題などアンケート調査を実施されていた小川かつみ参議院議員を講師に迎え、「ウィズコロナ、アフターコロナの状況で求められる理学療法士とは」という内容でZOOMでの講演を開催しました。また、協会指定管理者研修（初級）も通年通り開催させていただきました。

管理者間の情報共有を目的にメーリングリストも作成し、回数は少ないですが管理者にとって必要な情報の共有もさせていただきました。

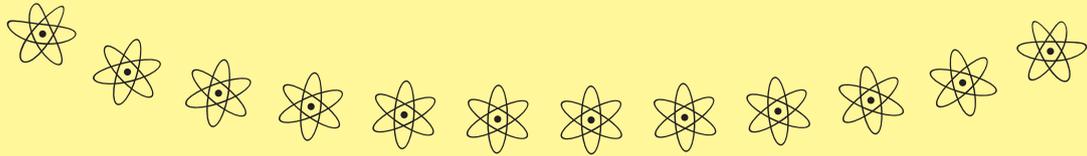
予定されていた「管理者ネットワーク」の説明書の変更ですが、年度末に新しいものが提示されました。その為、次年度は関連部・委員会と共同で、新たに追加された重要項目「管理者の孤立を防ぎ、仕事の幅を広げる」に対応できるように企画を組んでいきたいと思えます。その際はぜひご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

選挙管理委員会

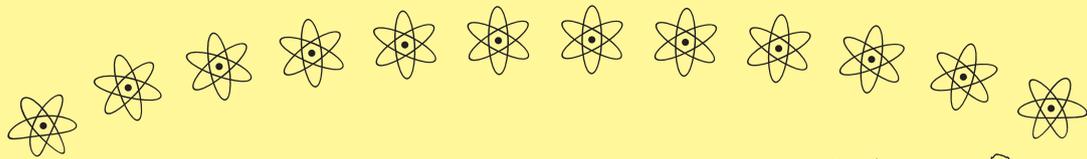
委員長 和田 祥武

選挙管理委員では公益社団法人奈良県理学療法士協会役員選挙に関する公報及び選挙の実施。

平成22年度より日本理学療法士協会が代議制を導入してからは日本理学療法士協会における選挙管理運営委員会への出席、代議員選挙に関する支援協力を行っております。



コロナ患者のリハビリ最前線



「コロナ患者のリハビリ最前線」

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

加藤亮太

■どのような患者にどのようなリハビリを行なっているか

コロナ隔離病棟に入院された中等症以上の患者を対象に、コンディショニングや離床訓練、筋力訓練を実施しています。

コロナ波の初期は、患者年齢層が若く（50～60歳）元々自立した生活を送られていた方が多かった印象です。ですから、自宅退院、職場復帰を目標として、身体運動機能や酸素化能を評価しつつ、比較的負荷量の高い歩行訓練や筋力訓練を実施していました。

第5波や6波では高齢層（80～90歳）の患者が主で、ADL及び認知機能が低下している症例が多かったです。特に認知機能が低下している場合、病識の乏しさからリハビリテーションの必要性を認識され難い事も多く見受けられ、リハビリテーションの阻害因子となることがありました。

■感染対策について

コロナ患者病棟での出退動線は一方通行化されており、入場時及び退場時に個人用防護具を装備、破棄します。

また、病棟退場後はシャワー浴を実施することとなっています。

リハビリテーション時に使用した靴やフェイスシールド、マスク（N95）は病棟で紫外線照射を行い、毎回殺菌しています。

■大変だったこと

コロナウイルス第1波、第2波とリハビリテーション介入初期は、適切な感染対策（完全な個人用防護具装備）を施した上での業務ですが、自分が感染していないかといった不安を拭いきれず、家族と物理的な距離を保つように注意したり、自宅内での感染対策の実施（入浴時含め、常時マスク着用）が大変でした。また、子供は幼児期でありコロナウイルスに対する理解ができません。そのような状況下での子供との接し方、遊び方（距離感）に戸惑う事が多々ございました。

■上記のようなことがコロナが始まった頃と現在とでは色々と変わってきているか

コロナウイルス第6波まで従事してきましたが、適切な感染対策を施していれば感染しない、させないといった実績、自信ができました。このことから、感染に対する不安や恐怖心は僅かとなり、コロナ波初期の心労はなくなりました。

自宅でも、家族との距離感に注意を向けることはなくなりました。

「コロナ患者のリハビリ最前線」

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

原田真貴

当院は2021年1月にHCU1病棟の陰圧管理工事を完了して、2022年7月現在重症対応病床を6床確保しています。重症COVID-19肺炎患者は感染症内科医師と連携して集中治療部の医師と看護師が診療を行っています。グリーンゾーンとレッドゾーン間はタブレットで連絡可能であり、グリーンゾーンからはバイタルなどのモニタリング管理とカメラを通して各ベッドの患者の呼吸様式などを遠隔で評価することが可能となっています。

当院では感染関連の報告体制の確立によって水際対策が徹底されています。リハビリテーション部の感染対策としては、COVID-19肺炎患者のリハビリは日々の診療の最後に行うことやリハビリ介入後は院内でシャワーを浴びて定時に退勤できるように業務調整を行っています。個人の感染対策としては、介入中と介入最終日から10日経つまで家族と別居している者や、帰省を控える、外食を控えるなどの行動制限を行う者が多数見受けられました。中には家庭内で感染対策を巡って口論になる世帯もありました。

当院での重症COVID-19肺炎患者へのリハビリは、第1波では感染対策や医療体制の整備不足のため直接介入ができず、腹臥位マニュアル・チェックリストの作成や指導、運動プログラムの作成など間接介入を中心に実施しました。第2波から隔日の直接介入を開始、第4波から連日の直接介入を実施しています。第4波から理学療法士3名が交代で重症COVID-19肺炎患者のリハビリを担当しており、ICUとHCUのリハビリ担当者が介入しています。そのため、早期離床リハビリテーションの知識を有することや日頃から関わりのある医師や看護師と診療を行うことができ、円滑にリハビリを行うことが可能となっています。レッドゾーン内では感染対策上聴診器の使用ができないため、視診・触診などによるフィジカルアセスメント、バイタル測定、人工呼吸器の設定とグラフィック波形のモニタリング、薬剤投与状況、治療経過などを把握してリハビリを実

施しています。また、毎日行われる多職種ラウンドにて医師、看護師、臨床工学技士、薬剤師、管理栄養士と患者情報や治療方針の共有を行います。全身管理が必要である患者のリハビリに関しては、医師、看護師と連携してリハビリを実施しています。全身状態が安定している患者では医師不在の状況でリハビリを実施することもあり、レッドゾーン内からすぐに医師と連絡が取れないこともあります。そのため、事前にリハビリ目標やバイタル管理目標、中止基準などを確認してリハビリを実施しています。

重症 COVID-19 肺炎患者は肺保護戦略に基づき深鎮静管理に加え筋弛緩薬の投与や V-V ECMO 管理が行われることもあり、ICU-AW や PICS の発症が世界的に問題視されています。そのため、当院では早期離床と環境整備などによるせん妄予防に重点を置き、ICU-AW と PICS 予防を多職種で取り組んでいます。外が見えるようにベッドの配置を変更、時計やカレンダーを設置、家族のリモート面会、読書や日記などの趣味の充実、全身状態が落ち着いている患者には積極的に車椅子座位時間を作るなどを行っています。第 6 波では感染者数増大により、当院でも重症 COVID-19 肺炎患者が増加しました。しかし、第 1-5 波までの経験を積んできたことにより、診療水準を落とすことなく通常診療を行いながら重症 COVID-19 肺炎患者へのリハビリを提供することができました。

人工呼吸器管理患者に関しては、人員が確保できないこともあり安全性を優先して積極的な離床が来ないことも多々あります。理学療法士のフィジカルアセスメントの向上と多職種連携により、重症 COVID-19 肺炎患者の早期離床リハビリテーションの質を高めていくことが今後の課題です。

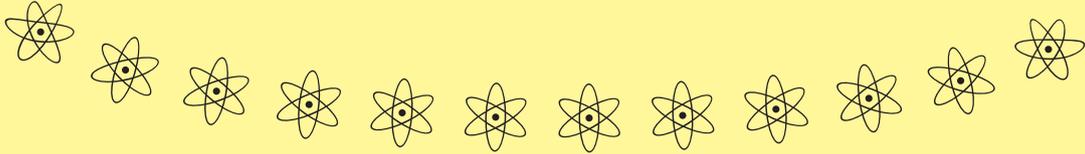
「コロナ患者のリハビリ最前線」

～病棟支援について～

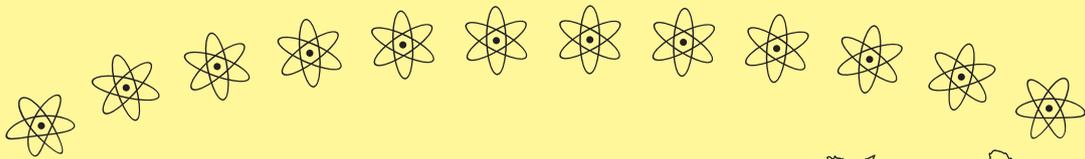
奈良県総合医療センター リハビリテーション部

野村真実

COVID-19 感染拡大に伴い専門病棟では長期期間の対応を余儀なくされ、病棟看護師の疲弊が指摘されていた。当院リハビリテーション部では、専門病棟看護師の負担軽減を目的とした病棟業務支援を実施している。それにあわせて、部内での支援業務に対する意識調査を実施した結果、支援業務への積極的意見は実施後で増加していた。その要因として、実際に支援業務を体験することで感染リスクに対する正しい知識や未知なる感染症への恐怖心が減少したことによるものとする。病棟支援業務を通して新たな視点や多職種連携が可能となり、リハビリの存在意義や必要性を感じるスタッフが多かった。また自ら支援に携わった経験を通して、自分の感染対策の見直しや多職種への理解を深めることが出来、病棟支援業務を有意義に感じた。



院所・施設紹介



こいずみPT 整骨院

理学療法士 小泉 武司

当整骨院は6年前の平成28年10月に香芝市に開院しました。理学療法士と柔道整復師の免許を所有し、骨折、脱臼、捻挫等の外傷による柔道整復と後療法としての理学療法を実施する整骨院です。

施術スペースにはホットパック、干渉低周波とベッド、レッドコード、トレーニングスペースがあり、症状に合わせてリハビリを実施しています。



また、足部からのアプローチとして、SIDAS 製インソールを導入しており、ポドスコープで足部の状態を調べ、成形済みインソールをフラッシュステーションで個人の足に合わせて作成していきます。



自費メニューとして、パーソナルトレーニングや地域のウォーキングクラブ、バレエ教室やゴルフ教室での集団体幹トレーニング指導も実施しています。

当院の体幹バランストレーニングは、プロトレーナーの木場克己氏の考案した KOBA 式体幹バランストレーニングを実施しています。

「KOBA 式体幹★バランス～コバトレ」は「体幹」「体軸」という身体の中心部分の筋肉や神経、つまりインナーマッスルを鍛えることで、「バランス感覚」も強化するトレーニング方法です。姿勢改善やスポーツのパフォーマンスアップ、健康維持のためのトレーニングがしたい方等に最適なトレーニングです。

外傷後のリハビリだけでなく、怪我の予防やスポーツパフォーマンス向上等、様々な形で地域の皆様に貢献できるよう研鑽を積んでいきたいと思えます。



▼ チューブトレーニング

▼ ファンクショナルマット
トレーニング





写真1 当院外観

医療法人せいわ会 ならまちリハビリテーション 病院

当院は2020年8月1日奈良市中心部（JR奈良駅から7分、近鉄奈良駅から15分）に開院しました。（写真1・2）

母体は中国地方・関西地方で13のリハビリテーション病院を運営する生和会グループです。グループ法人の強みである情報共有と人的交流を活かし、共通したシステムの運用と回復期リハ経験を持つスタッフが集まりました。



写真2 カフェスペース

リハビリテーション部に配属された歯科衛生士

リハビリテーション部には歯科衛生士（以下DH）が3名配属されており、口腔健診や口腔ケア、摂食機能療法を行っています。

DHが定期的な口腔ケアを行うことで経口摂取や食事量の増加に効果を上げており、栄養状態の改善、ひいてはリハビリ効果の向上にも繋がっています。

またSTの前にDHが介入することで口腔環境の整った状態で効率的な言語聴覚療法の実施が可能となっています。

DHもリハビリテーションチームの一環として患者さまに関わるため、リハビリテーション部所属とし情報共有を行っています。

退院直後訪問指導

当院を退院する患者さまに対して退院当日から3日以内に担当セラピストが自宅へ訪問し、退院時・退院後の状況について相談と情報交換を行います。

目的は以下の通りです。

- ① 患者サービス：退院当日に実際の生活環境における動作確認、ご家族へ介助指

導を行うことでご本人、ご家族が今後の生活への不安を軽減することができる。

② 地域との連携：ケアマネジャーや訪問看護・訪問介護スタッフに同席してもらうことで、動作介助の方法、注意点についてリアルタイムで伝達を行うことができる。

③ スタッフ教育：入院中の評価妥当性を実際の環境下で確認することができる。

コロナ禍の影響で現在は制限しておりますが、参加者ほぼ全員に有意義と感じてもらえております。感染状況を踏まえて今後の制限解除に向けて検討していきます。

転倒対策

回復期リハの性質上、患者さまには生活の中で積極的に動いていただく必要があり、その為転倒リスクは常について回ります。リスクを少しでも軽減するため、スタッフコールはベッドに内蔵されており、ベッド周辺でコード類に引っかかる心配がありません。必要な患者さまには見守りカメラを設置することができ、患者さまの動きに応じてベッド周囲の状況をスタッフステーションから確認することができます。万一転倒があった場合も映像を見返すことで打撲箇所の確認や原因の追究ができ、改善策の検討に役立ちます。

設備紹介

当院の機能は回復期リハビリテーション病棟（108床）と訪問リハビリを提供するリハビリテーション専門病院です。専門的な機器を揃えた6階のリハビリテーション室(写真3)だけでなく、3～5階の各病棟にもそれぞれリハビリスペースを設置しています。各病棟のリハビリスペースはスタッフステーションやデイルームと隣接しているため、多職種間のコミュニケーションが行いやすく、患者さまがお互いのリハビリを目にすることでモチベーション向上に役立っています。



写真3 6階リハ室



写真4 WILMO

導入機器一例（写真4・5・6）



写真5 BWS（体重免荷装置）



写真6 ウォークエイド

当院のリハビリテーション部はPT53名、OT21名、ST11名、DH3名の計88人体制（R4.7.1現在）となっています。人的・物的なハード面は整っておりますが、今後はさらなるソフト面（質）の向上を目指し、当院の理念である「自分らしさを取り戻す精一杯のお手伝い」を患者さまに提供できるようスタッフ一同励んで参ります。

児童発達支援 放課後等デイサービスおみそ

株式会社 AYUMO

当法人は令和1年10月に設立し、令和2年1月7日に児童発達支援・放課後等デイサービスおみそを開所。児童発達支援・放課後等デイサービスでは、発達障がいや知的障がいなど、全般的な障がいを持つ子どもに対して「療育」を実施しています。特性のある子に対して、日常生活や社会生活を円滑に過ごし、将来的には社会的に自立した生活を送れるように様々な方法で支援しています。

当施設は皆様の『安心』を第一目標として、目の前の利用者(家族)さんに寄り添い最良の価値を提供し、県内で一番癒される空間の事業所を目指しております。



認定理学療法士：河合成文
(発達障害)



理学療法士：亀口祐貴



理学療法士：奥田博之

【事業所名の『おみそ』の由来】

- ① 皆さんが想像できる健康食品の「味噌」です。“健康＝幸せ”をイメージ。
- ② 食事の時、副菜である「お味噌汁」にスポットを当て、主役ではないがホッと落ち着き、安心できるもの。主役は利用者さんであり、自分たちが副菜として寄り添いサポートできる位置になる。
- ③ そこが「ミソなんだよ」と言われる慣用句に重ね、子どもたちの動作や作業等のコツを伝えて、やる気スイッチを入れる存在になる。

これら3つの「合わせ味噌」で支援をしています。

ホームページはこちら➡



【児童発達支援・放課後等デイサービスおみそ】 橿原市



大和八木駅から徒歩で約5分の静かな住宅街におみそはあります。木造平屋の空間で家に帰ってきたような、独特の安心感があります。理学療法士、言語聴覚士、保育士が在籍。おみその特徴としては「アットホームな秘密基地」をテーマに、『認知・運動』『コミュニケーション』『日常生活』に対しアプローチしています。

- ① 使う語彙が限られる。
- ② 言葉の言い回しのパターンが少ない。
- ③ 文と文をつなぐことが苦手。
- ④ 文章の組み立てが上手くできない。

コミュニケーションでは①～④の困りごとがみられることが多く、一人一人の特性に配慮した環境設定や生活の工夫、言葉かけをすることが大切です。

個別療育では、集団で出せない自分を表現できる子もおり、指示に対して行動に繋がることが多く、集団活動へのスモールステップになります。また、自己から他者への興味が高まり、時間単位での切り替えができることにも繋がっています。

【児童発達支援・放課後等デイサービスおみそマッスル】 大和高田市



近鉄大阪線築山駅より徒歩で約6分におみそマッスルはあり、令和3年9月1日に開所しました。理学療法士、保育士が在籍。おみそマッスルの特徴はDCD(発達性協調性障害)と言われる、身体の動かし方や力の入れ方・力加減に不器用さがみられるお子さんを中心にサーキットや球技などで、その子に合わせた運動遊びを個別療育で行っています。

理学療法士4名、保育士4名で、様々な視点から評価しています。理学療法士はジャンプやブランコ・球技などの動きから動作を分析し、その子に合った運動遊びを取り入れていきます。例えば鉄棒が苦手な場合、ぶら下がる、マットで前転、ロープ遊び、バランスボール、手押し車などを通じて、鉄棒に必要な動作を数個の運動に分解して、どの部分が苦手かを評価し、その動きが入った遊びを取り入れ、本人の苦手意識を無くしつつ、その運動に必要な力をつけていきます。

たくさん「できた!!」を体験して、挑戦する気持ちを育てていきます。

【児童発達支援おみそホップ】大和高田市



おみそマッスルの2階で令和4年9月1日にオープンしました。児童発達支援おみそホップは親子療育・集団療育・個別療育の3本柱で行います。

階段を上がって見渡すシンプルな空間には、さりげない色彩配置でのおしゃれさがあり、また来たくなるときめく空間となっています。

午前中に行う親子療育（0～3歳）は、親子で触れ合い、身体を動かす楽しさを感じてもらえます。

- ・初めての友達。
- ・初めての遊びや体験。
- ・初めての集団活動。

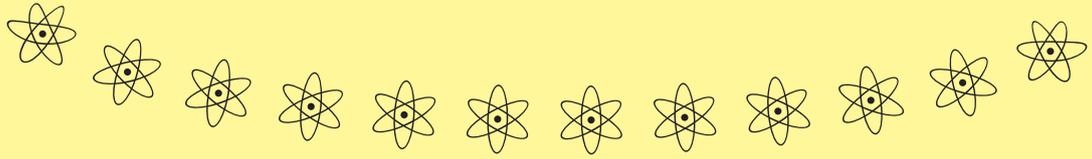
たくさんの初めての経験しながら生活リズムの確立や、親御さんが子どもの特性を理解し、手立てを一緒に考えるなど就園に向けての基礎作りを目標に取り組んでいます。

集団療育（就園児）では遊びを通じて「形の理解、数の概念」などを学び、6～7人程度で行う集団療育で協調性・自制心・意欲などを身につけることが目的となっており、この力が「文字を理解し書く」、「指示を注意して聞く」など集団に必要な力をつけ、就学に向けた不安や課題に対して取り組んでいます。

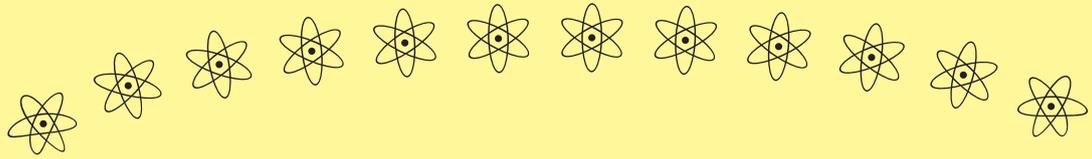
個別療育（3～6歳）は、集団では活動やトレーニングに取り組む事が難しいお子さんを対象に感覚遊びや微細運動、認知トレーニングなどの療育を行い、就学に向け力をつけることを目標に取り組んでいます。

私たち理学療法士は、小児、発達分野でも活躍できる場所がある事を実感しています。今後の展開として、医療依存度の高い重症心身障害児の分野に広げていき、医療、福祉の連携強化計画をしています。

理学療法士が出来る事は、まだまだ沢山あります。小児分野に興味がある方、未来の子ども（日本の宝）に寄り添えるセラピストと一緒に目指しましょう。



受賞者紹介



受賞者紹介

ここでは令和3年度に（公社）奈良県理学療法士協会より表彰された会員を紹介し、改めてその栄誉を称えます。

（公社）奈良県理学療法士協会 学術奨励賞 学会長賞



中村 潤二 会員



（公社）奈良県理学療法士協会 学術奨励賞 新人賞



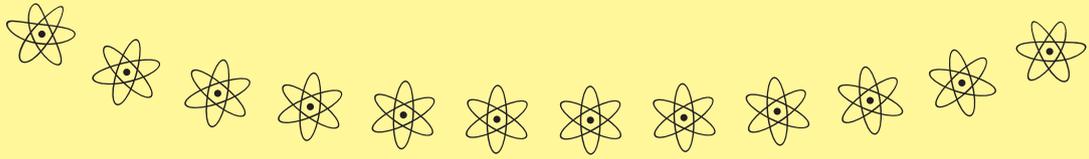
黒田 琴葉 会員

また前号で掲載できなかった令和2年度に（公社）奈良県理学療法士協会より表彰された会員も紹介させていただき、改めてその栄誉を称えます。

（公社）奈良県理学療法士協会 学術奨励賞 学会賞



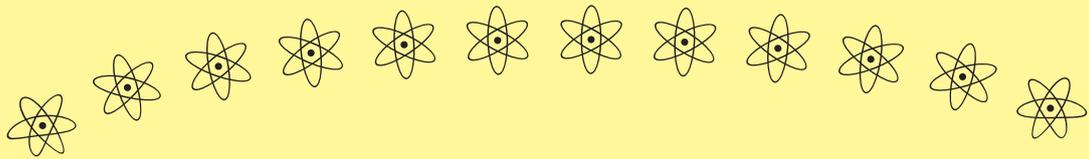
生野 公貴 会員



(公社) 奈良県理学療法士協会



定 款



公益社団法人奈良県理学療法士協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できるときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第9条 理事会は原則として年6回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第10条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第11条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第12条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第13条 この法人の定款第37条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第14条 備品台帳には、購入価格100,000円以上のものを記載するものとする。

第15条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第16条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第17条 この法人の慶弔に関しては、次による。

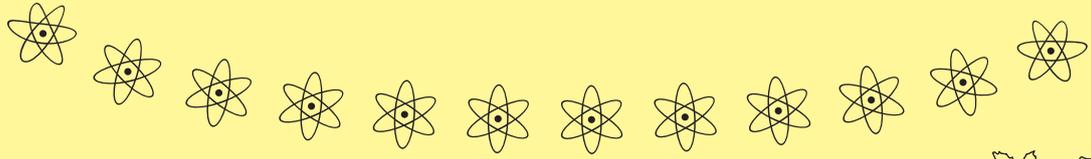
- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

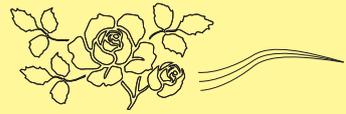
第18条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

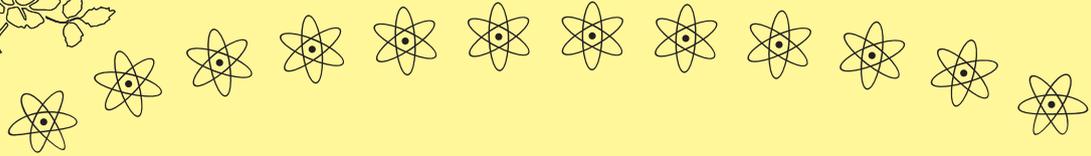
この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する



(公社) 奈良県理学療法士協会



規定および申し合わせ事項



公益社団法人奈良県理学療法士協会

分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

- 4) 福利厚生部
 - ① 相互扶助事業に関する事
 - ② 傷害保険に関する事
 - ③ その他
- 3. 学術局長は以下を統括する。
 - 1) 研修部
 - ① 学術研修会の企画・運営に関する事
 - ② その他
 - 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
 - ② その他
 - 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
- 4. 社会局長は以下を統括する。
 - 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関する事
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
 - ③ その他
- 5. 広報局長は以下を統括する。
 - 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成20年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ①旅費交通費
 - ②前渡し金
 - ③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

- ①基本財産
基本財産として定めた有価証券、定期預金等
- ②特定資産
記念事業積立資産
事務所開設・運営積立資産
備品購入引当資産
- ③その他の固定資産
什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

- ①主要簿
仕訳帳
総勘定元帳
- ②補助簿
現金出納帳
預金出納帳
収支予算の管理に必要な帳簿
固定資産台帳
基本財産明細帳
会費明細帳
指定正味財産明細帳
- ③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

- 1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。
- 2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。

- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。
6. 定足数
 - 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
 - 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。
7. 委任状
委任状の締め切りは、総会開始前までとする。
8. 討議
 - 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
 - 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
 - 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
9. 採決
 - 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
 - 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
 - 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
 - 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
 - 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
 - 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
 - 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
 - 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。
10. 選挙
選挙役員については、別に定めるところによる。
11. 附則
 - 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。

- 4) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則10条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額20,000円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の12月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション医療に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3) この規程は平成31年5月1日一部改正し施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会(以下「本会」という。)定款第29条の規程に基づき、役員への報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次にあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対して、会議等への出席に係る対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については10月末、10月から3月開催の会議等については4月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別表1

| 会議区分 役職名 | 総会 | 理事会 | 役員会 | 外部会務 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 会長 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 5,000円 |
| 理事・監事 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |

*出席の都度、上記金額とする。

*外部会務とは、近畿ブロック会議、日本理学療法士協会会議、他団体会議等をさす。

*外部会務に会議費等が支給される場合は上記金額との差額を支給する。

附則 この規程は令和3年4月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

(1) 正会員 1万円

※シニア会員はシニア会員制度規程に準じて減免とする。

(2) 賛助会員 2万円

(3) 名誉会員 会費免除

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年5月31日とする。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

シニア会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が65歳以上かつ在会25年以上の在会会員を対象にしたシニア会員についての基準を定める。

(シニア会員の資格)

第2条 シニア会員の対象は以下の条件をすべて満たすものとする。

- ア 65歳以上の在会会員
- イ 在会25年以上（休会期間は問わない）
- ウ 会費減免時に在会している者。
- エ 本会年会費・セミナー日等の未納がない者。

(シニア会員の年会費)

第3条 シニア会員の年会費は下記の通りとする。

| 第2条 イの種類 | 年会費 |
|-------------------------|--------|
| 日本理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員 | 5,000円 |
| 奈良県理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員 | 3,000円 |

(シニア会員の申請手続き)

第4条 シニア会員の申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能（割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員）とする。

- 2 申請期間は毎年9月末までとし、翌年度よりシニア会員として開始する。
- 3 取り消しの申請がなければ自動更新とする。
- 4 申請手続きは本会事務局へ行うこと。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

(附則)

この規定は、令和4年7月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良

資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

公益社団法人奈良県理学療法士協会

申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

1. 学会準備委員会

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

2. 表彰

- 1) 学会長は、当該年度の学会において優れた発表をした者に対して、学会長賞、新人賞として、学会長名で表彰することができる。
- 2) 審査は学会長、準備委員長、その他の合議制とするが、査読結果や複数の審査委員を設けるなど、可能な限り公平性を担保することが望ましい。
- 3) 各賞の基準は以下のとおりとする。
 - ①学会長賞：すぐれた研究発表であると判断できる者。
 - ②新人賞：卒後3年以内の対象者で、すぐれた発表を行ったと判断できる者。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
 - 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
 - 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。
4. 推薦基準
- 学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。
5. 表彰者の選定
- 表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。
6. 表彰の方法
- 表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。
7. 制度の運用
- 本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）を設ける。

3. 推薦

 - 1) 推薦は、会長・学術局長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
 - 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社) 奈良県理学療法士協会(奈良士協会) 会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ① 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査
- ② 勉強会の活動内容の確認
- ③ 勉強会活動の支援: 公文書発行手続き、会場の紹介など
- ④ 勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会(研修会)を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

- ① 年間の活動報告
- ② 年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

- ① 勉強会メンバーは最低2名(代表者、副代表者)以上とする。
- ② 勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会会員であることが望ましい。
- ③ 営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。

この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。

2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。

2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する。

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

1) ブロック別新人症例検討会の開催

2) ブロック内での情報の収集、提供

3) ブロック内での学術的研修活動

4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

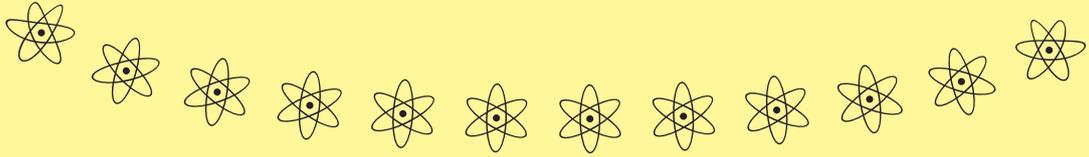
(1) ブロック間の連絡、調整

(2) ブロック活動に関する懸案の検討

(3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

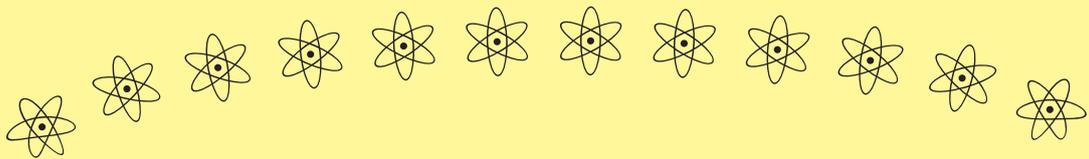
ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。



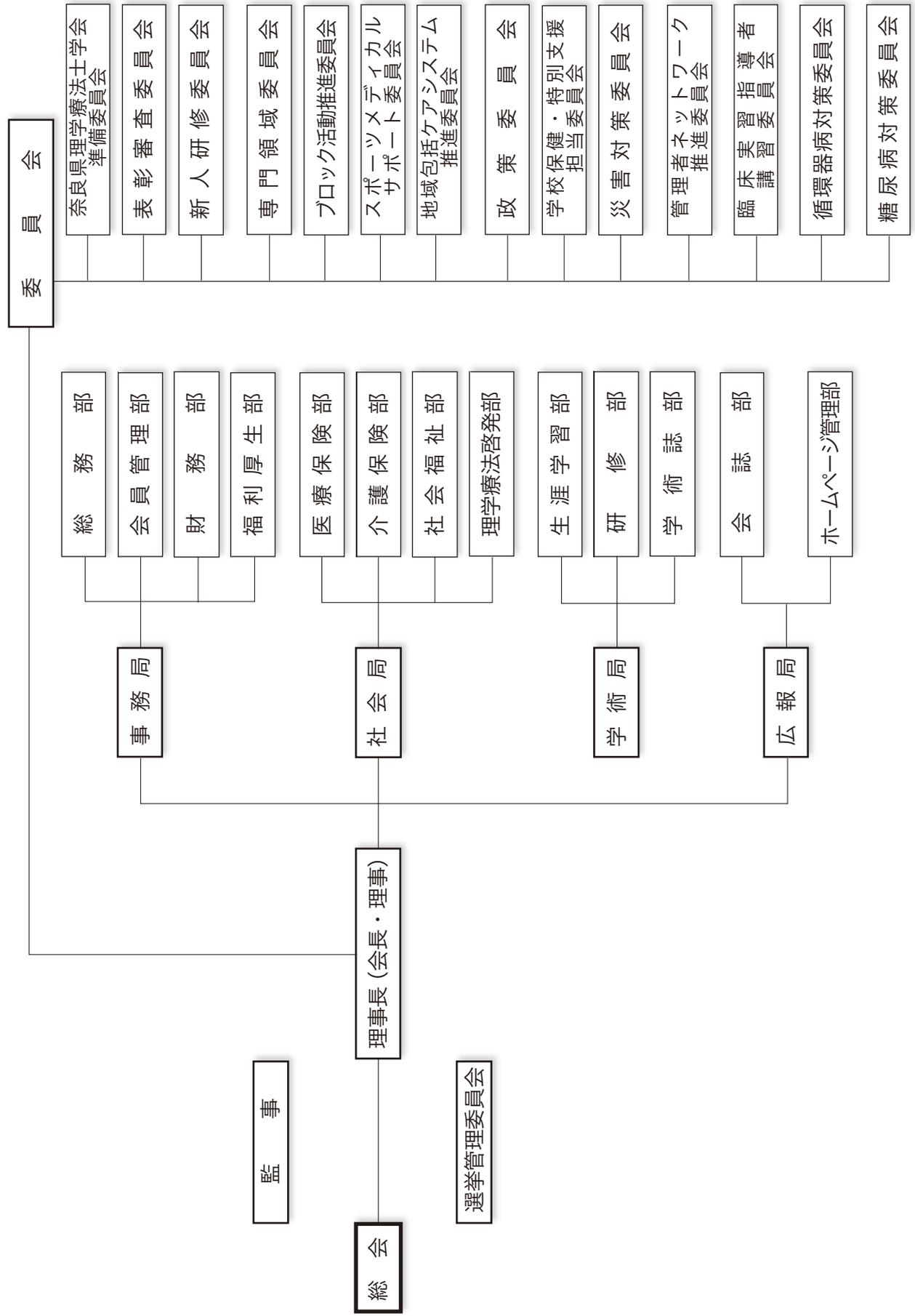
(公社) 奈良県理学療法士協会

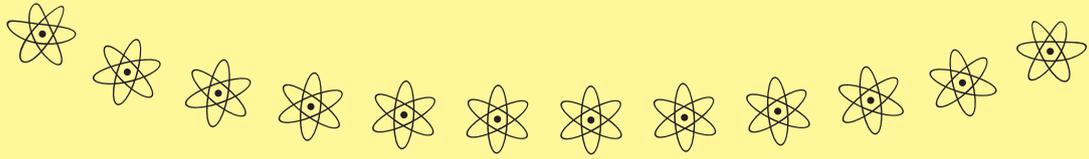


組 織 図

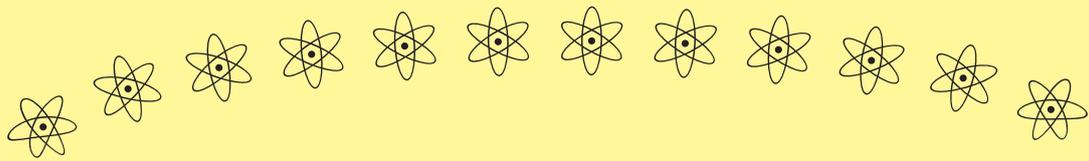


公益社団法人 奈良県理学療法士協会 組織図





(公社) 奈良県理学療法士協会



2021 年度 奈良県理学療法士協会

施設一覧

2022 年 3 月 31 日 現在

日本理学療法士協会に申請登録されている情報です。

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

住 所 〒 639-0226
奈良県香芝市五位堂三丁目 599-2
電話/FAX 0745-78-2280
ホームページ <https://narapt.jp/>

ブロック別 五十音順・施設名・所属部署・郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号

(北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡)

いこいの家訪問看護ステーション

〒 630-0243 奈良県生駒市俵口町 814-1 ハイネス生駒 302 号
TEL 0743-70-8303 FAX 0743-70-8306

生駒市介護老人保健施設 やすらぎの杜優楽

〒 630-0223 奈良県生駒市小瀬町 3 2 4 番地 2
TEL 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404

生駒市立病院 リハビリテーション科

〒 630-0213 奈良県生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2
TEL 0743-72-1111 FAX 0743-71-9100

医療法人健和会 訪問看護ステーション ひまわり奈良 リハビリテーション科

〒 631-0801 奈良県奈良市左京 4 丁目 6 - 4
TEL 0742-70-3555 FAX 0742-70-3550

医療法人康仁会 西の京訪問看護ステーションかがやき

〒 630-8041 奈良県奈良市六条町 9 9 - 2
TEL 0742-35-1123 FAX 0742-35-1139

医療法人社団 松下会 リハビリ特化型デイサービス エリクシール

〒 630-0131 奈良県生駒市上町 4 1 3 7
TEL 0743-70-0070 FAX 0743-70-0078

大倭病院 理学診療科

〒 631-0042 奈良県奈良市大倭町 5-5
TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

- おかたに病院** リハビリテーション科
 〒 630-8141 奈良県奈良市南京終町 1-25-1
 TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701
- 介護老人保健施設秋篠** リハビリテーション部
 〒 631-0811 奈良県奈良市秋篠町 1432-1
 TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002
- 介護老人保健施設 アップル学園前**
 〒 631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目 3 番
 TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201
- 介護老人保健施設 サンライフ奈良**
 〒 630-8304 奈良県奈良市南肘塚町 205-1
 TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178
- 介護老人保健施設 アンジェロ** メディカルケアサービス部
 〒 631-0062 奈良県奈良市帝塚山 2 丁目 2 1 番 2 1 号
 TEL 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100
- 介護老人保健施設 グランファミリア** リハビリテーション科
 〒 630-0201 奈良県生駒市小明町 1130-111
 TEL 0743-75-0013 FAX 0743-75-0014
- 介護老人保健施設 ハビリス** メディカルケアサービス部
 〒 630-0131 奈良県生駒市上町 88 番地 1
 TEL 0743-72-3600 FAX 0743-72-3601
- 介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス**
 〒 630-8041 奈良県奈良市六条町 99-2
 TEL 0742-35-1313 FAX 0742-35-1311
- 医療法人良仁会 かわたペインクリニック** リハビリテーション科
 〒 631-0036 奈良県奈良市学園北 1 丁目 9 番 1 号パラディ II 5 階
 TEL 0742-53-1155 FAX 0742-53-1001
- 関西学研医療福祉学院** 理学療法学科
 〒 631-0805 奈良県奈良市右京 1-1-5
 TEL 0742-72-0600 FAX 0742-72-0635
- 喜多野診療所** 訪問リハビリテーション
 〒 630-8237 奈良県奈良市中筋町 15
 TEL 0742-22-6041 FAX 0742-22-6042
- きよ女性クリニック**
 〒 631-0054 奈良県奈良市石木町 5 0 番 1
 TEL 0742-53-0411 FAX 0742-53-0412
- K i y o リハビリ PROS**
 〒 631-0054 奈良県奈良市石木町 8 4 5 - 1
 TEL 0742-45-2620 FAX 0742-45-2623

| | | | |
|-------------------------------|--|------------------|------------------|
| 近畿大学奈良病院 〒 630-0227 | リハビリテーション部 奈良県生駒市乙田町 1 2 4 8 - 1 | TEL 0743-77-0880 | FAX 0743-77-0901 |
| 倉病院 〒 630-0256 | リハビリテーション科 奈良県生駒市本町 1 の 7 | TEL 0743-73-4888 | FAX 0743-74-2624 |
| こうあん診療所 〒 630-8013 | リハビリテーション科 奈良県奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビル 1F | TEL 0742-32-0510 | FAX 0742-32-0515 |
| さくらい悟良整形外科クリニック 〒 631-0022 | リハビリテーション科 奈良県奈良市鶴舞西町 1-16 | TEL 0742-81-9711 | FAX 0742-81-9711 |
| 沢井病院 〒 630-8258 | リハビリテーション科 奈良県奈良市船橋町 8 | TEL 0742-23-3086 | FAX 0742-23-2805 |
| 市立奈良病院 〒 630-8305 | リハビリテーション室 奈良県奈良市東紀寺町一丁目 5 0 番 1 号 | TEL 0742-24-1251 | FAX 0742-22-2478 |
| 白庭病院 〒 630-0136 | リハビリテーション科 奈良県生駒市白庭台六丁目 1 0 番 1 号 | TEL 0743-70-0022 | FAX 0743-70-0023 |
| 総合病院高の原中央病院 〒 631-0805 | リハビリテーション科 奈良県奈良市右京 1 丁目 3 番地の 3 | TEL 0742-71-1030 | FAX 0742-71-7005 |
| 東大寺福祉事業団 〒 630-8211 | 東大寺福祉療育病院 奈良県奈良市雑司町 406-1 | TEL 0742-22-5577 | FAX 0742-23-0198 |
| 東大寺福祉療育病院 〒 630-8211 | リハビリテーション部 奈良県奈良市雑司町 406-1 | TEL 0742-27-6733 | FAX 0742-23-0198 |
| 特別養護老人ホーム 延寿 〒 630-0223 | 機能訓練指導員 奈良県生駒市小瀬町 1 1 0 0 | TEL 0743-76-2266 | FAX 0743-76-2260 |
| 登美ヶ丘リハビリテーション病院 〒 631-0003 | リハビリテーション部 奈良県奈良市中登美ヶ丘 6 丁目 1 2 番 2 号 | TEL 0742-45-6800 | FAX 0742-45-6801 |
| 奈良医療センター 〒 630-8053 | リハビリテーション科 奈良県奈良市七条 2 丁目 7 8 9 番地 | TEL 0742-45-4591 | FAX 0742-48-3512 |

| | | | |
|-------------------------------|--|------------------|------------------|
| 奈良学園大学 〒 631-8524 | 保健医療学部リハビリテーション学科 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1 | TEL 0742-95-9800 | FAX 0742-95-9850 |
| 奈良春日病院 〒 630-8425 | リハビリテーション科 奈良県奈良市鹿野園町 1212-1 | TEL 0742-24-4771 | FAX 0742-27-5873 |
| 奈良県総合医療センター 〒 630-8581 | リハビリテーション部 奈良県奈良市七条西町二丁目 8 9 7 番 5 | TEL 0742-46-6001 | FAX 0742-46-6011 |
| 奈良小南病院 〒 630-8145 | リハビリテーション科 奈良県奈良市八条五丁目 4 3 7 - 8 | TEL 0742-30-6668 | FAX 0742-30-6661 |
| 奈良市保健所 〒 630-8580 | 健康増進課 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1 | TEL 0742-34-5129 | FAX 0742-34-3145 |
| 奈良西部病院 〒 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町 2143-1 | TEL 0742-51-8700 | FAX 0742-51-8500 |
| 奈良セントラル病院 〒 631-0054 | リハビリテーション科 奈良県奈良市石木町 8 0 0 番地 | TEL 0742-93-8520 | FAX 0742-93-8521 |
| 奈良東九条病院 〒 630-8144 | リハビリテーション科 奈良県奈良市東九条町 752 | TEL 0742-61-1118 | FAX 0742-62-8707 |
| 済生会 奈良病院 〒 630-8145 | スポーツリハビリテーション部 奈良県奈良市八条 4 丁目 6 4 3 番地 | TEL 0742-36-1881 | FAX 0742-36-1880 |
| ならまちリハビリテーション病院 〒 630-8357 | リハビリテーション部 奈良県奈良市杉ヶ町 5 7 番 1 | TEL 0742-20-3700 | FAX 0742-20-7800 |
| 奈良リハビリテーション専門学校 〒 630-0213 | 理学療法学科 奈良県生駒市東生駒 1-77-3 | TEL 0743-73-9861 | FAX 0743-73-9862 |
| 西奈良中央病院 〒 631-0022 | リハビリテーション科 奈良県奈良市鶴舞西町 1-15 | TEL 0742-43-3333 | FAX 0742-43-8607 |
| 西の京病院 〒 630-8041 | リハビリテーション科 奈良県奈良市六条町 102-1 | TEL 0742-35-1121 | FAX 0742-35-1160 |

ばくりハビリ訪問看護ステーション

〒 630-0258 奈良県生駒市東新町 6 番 2 3 号
TEL 0743-89-2373 FAX 0743-83-0373

バルツァ・ゴードル

〒 630-8425 奈良県奈良市鹿野園町 1000 番 1
TEL 0742-21-7111

阪奈中央病院 リハビリテーション科

〒 630-0243 奈良県生駒市俵口町 7 4 1 番地
TEL 0743-74-8660 FAX 0743-74-8690

東生駒病院 リハビリテーション科

〒 630-0212 奈良県生駒市辻町 4-1
TEL 0743-75-0011 FAX 0743-74-7293

訪問看護ステーション オレガノ

〒 631-0007 奈良県奈良市松陽台 4 丁目 2 1 - 3 ミールム松陽台 B 2 0 1
TEL 0742-53-3303 FAX 0742-53-2005

訪問看護ステーション ひまわり生駒

〒 630-0213 奈良県生駒市東生駒 1 - 5 0 9 谷山マンションⅢ 1 F N
TEL 0743-85-7228 FAX 0743-85-7668

訪問看護ステーション ひまわり北之庄 リハビリテーション課

〒 630-8453 奈良県奈良市西九条町 2 - 4 - 1 0
TEL 0742-81-3106 FAX 0742-81-3206

訪問看護ステーションこもれび

〒 631-0011 奈良県奈良市押熊町 1110-1
TEL 0742-81-8165 FAX 0742-52-7006

訪問看護ステーションボシブル飛鳥

〒 630-8211 奈良県奈良市雑司町 368-2
TEL 0742-25-2355 FAX 0742-25-2350

訪問看護ステーションライフ

〒 631-0804 奈良県奈良市神功 5 丁目 3-15 ルルデハイツ 103
TEL 0742-70-1230 FAX 0742-70-1231

訪問看護ステーションるーく

〒 630-0225 奈良県生駒市東山町 4 3 3 - 5
TEL 0743-77-7001 FAX 0743-77-7002

訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション

〒 630-8043 奈良県奈良市六条 2 - 1 8 - 1
TEL 0742-52-8804 FAX 0742-52-8805

松倉病院 (社団) リハビリテーション科

〒 630-8314 奈良県奈良市川之上突抜町 1 5
TEL 0742-26-6941 FAX 0742-26-2000

メビウスまほろばデイサービスセンター

〒630-8044 奈良県奈良市六条西四丁目6番20号
TEL 0742-81-7828 FAX 0742-81-7827

やました医院

〒630-0135 奈良県生駒市南田原町1039
TEL 0743-71-8234 FAX 0743-71-8233

吉田病院

〒631-0818 リハビリテーション科
奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号
TEL 0742-45-4601 FAX 0742-45-5959

ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター

〒630-0243 奈良県生駒市俵口町814-1ハイネス生駒302号
TEL 0743-70-8300 FAX 0743-70-8306

リハビリデイサービスルピナス

〒630-8325 奈良県奈良市西木辻町200-58
TEL 0742-25-5070 FAX 0742-25-5071

リハビリ訪問看護ステーション ルピナス

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町4丁目275番地の5森村第2ビル303号室
TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586

(中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡)

あすなら苑

〒639-1126 安心ケアシステム
奈良県大和郡山市宮堂町160-7
TEL 0743-57-1165 FAX 0743-57-1170

池田整形外科

〒636-0316 リハビリテーション科
奈良県磯城郡田原本町室町213番地
TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

石崎整形外科・内科

通所リハビリテーション
〒636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目10-28
TEL 0745-75-5258

医療法人芳愛会

通所リハビリテーション だいち
〒639-1115 奈良県大和郡山市横田町708番地の3
TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762

医療法人相志和診会

岩間循環器内科 心臓リハビリテーション室
〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番23号亀井興産ビル3階
TEL 0745-31-0007 FAX 0745-34-1700

介護老人保健施設 ウェルケア悠 リハビリテーション部
〒 639-1028 奈良県大和郡山市田中町 728 番地
TEL 0743-55-0210 FAX 0743-55-0209

介護老人保健施設オークピア鹿芝 リハビリテーション室
〒 639-0252 奈良県香芝市穴虫 885-1
TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設 かぐやの里 リハビリテーション課
〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉 1799 番 1
TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

介護老人保健施設 幸寿苑 リハビリテーション部
〒 639-1016 奈良県大和郡山市城南町 2-13
TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021

介護老人保健施設奈良ベテルホーム 事務課医療技術係
〒 636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台 1 丁目 8 番地 1
TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223

介護老人保健施設 ぬくもり田原本
〒 636-0301 奈良県磯城郡田原本町黒田 285-1
TEL 0744-33-2111 FAX 0744-33-2133

介護老人保健施設 若草園
〒 639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎 58 番地
TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536

介護老人保健施設 ピュアネス藍
〒 639-1136 奈良県大和郡山市本庄町 1-5
TEL 0743-56-8001 FAX 0743-56-9076

介護老人保健施設もののみの郷 機能訓練室
〒 636-0831 奈良県生駒郡三郷町信貴山東 4 番 10 号
TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715

香芝旭ヶ丘病院 リハビリテーション科
〒 639-0265 奈良県香芝市上中 839 番地
TEL 0745-77-8101 FAX 0745-78-5090

株式会社ライフエール天理店
〒 632-0018 奈良県天理市別所町 241-4
TEL 0743-86-4771 FAX 0743-68-1633

榎ぐりーん
〒 632-0076 奈良県天理市岩室町 57 番地 4
TEL 0743-62-7557

カラーズ訪問リハビリ・看護ステーション
〒 636-0311 奈良県磯城郡田原本町大字八尾 559-3 MMT ハイッ A 棟 102 号室
TEL 0744-35-2249 FAX 0744-35-2219

河合診療所 訪問リハビリテーション
〒 636-0054 奈良県北葛城郡河合町大字穴闇 8 1 - 1
TEL 0745-57-0212 FAX 0745-56-5415

畿央大学健康科学部 理学療法学科
〒 635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
TEL 0745-54-1601 FAX 0745-54-1600

畿央大学大学院 健康科学研究科
〒 635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
TEL 0745-54-1601

こいずみPT整骨院
〒 639-0237 奈良県香芝市すみれ野 2-6-11
TEL 0745-77-3273 FAX 0745-77-3273

公益社団法人奈良県理学療法士協会 事務局
〒 639-0226 奈良県香芝市五位堂 5 9 9 - 2 ホワイトタウン 3 0 1 号室
TEL 0745-78-2280

香芝生喜病院 リハビリテーション科
〒 639-0252 奈良県香芝市穴虫 3 3 0 0 番地 3
TEL 0745-71-3113 FAX 0745-71-3336

郡山青藍病院 リハビリテーション室
〒 639-1136 奈良県大和郡山市本庄町 1 番地の 1
TEL 0743-56-8000 FAX 0743-59-0022

国保中央病院 リハビリテーション室
〒 636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404-1
TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811

信貴山病院ハートランドしぎさん リハビリテーション部
〒 636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北 4-13-1
TEL 0745-72-5006 FAX 0745-32-8710

社会福祉法人三郷町社会福祉協議会 生活支援係
〒 636-0812 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 2 番 1 号
TEL 0745-34-1008

関屋病院 リハビリテーション室
〒 639-0254 奈良県香芝市関屋北 5 - 1 1 - 1
TEL 0745-77-2434 FAX 0745-77-6940

高井病院 リハビリテーション室
〒 632-0006 奈良県天理市蔵之庄町 4 7 0 番地 8
TEL 0743-65-0372 FAX 0743-65-1976

高宮病院 理学療法科
〒 632-0052 奈良県天理市柳本町 1102
TEL 0743-67-1605 FAX 0743-67-0323

田北病院 理学療法室
〒 639-1016 奈良県大和郡山市城南町 2 番 1 3 号
TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118

たなかクリニック 訪問部
〒 636-0933 奈良県生駒郡平群町下垣内 124
TEL 0745-45-1916 FAX 0745-45-1916

田原本町社会福祉協議会 地域包括支援センター
〒 636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 336-1
TEL 0744-34-2104 FAX 0744-34-7305

通所介護事業所 リハビリあ・える田原本
〒 636-0311 奈良県磯城郡田原本町八尾 5 8 2 番 1
TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211

デイケアセンターまみの里 リハビリテーション科
〒 639-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘 4- 1 6- 3
TEL 0745-79-5253

天理訪問看護ステーションひまわりⅡ
〒 632-0015 奈良県天理市三島町 1 2 5- 1
TEL 0743-62-3334 FAX 0743-62-3335

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター
〒 632-0015 奈良県天理市三島町 200
TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530

天理よろづ相談所病院白川分院 リハビリテーションセンター
〒 632-0003 奈良県天理市岩屋町 6 0 4 番地
TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203

特別養護老人ホーム 福住光明苑 リハビリテーション科
〒 632-0122 奈良県天理市福住町 6328 番地
TEL 0743-68-6500 FAX 0743-68-6501

特別養護老人ホーム ぬくもり香芝 リハビリテーション部
〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2 丁目 7- 6 1
TEL 0745-78-6300 FAX 0745-78-6330

特別養護老人ホームてんとう虫
〒 636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田 8 丁目 1 5 0 7 番地
TEL 0745-34-0980 FAX 0745-34-2980

永野整形外科クリニック
〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 4-2-1
TEL 0745-77-2121 FAX 0745-77-2129

奈良県西和医療センター リハビリテーション部
〒 636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室 1 丁目 1 4- 1 6
TEL 0745-32-0505 FAX 0745-32-0517

奈良県総合リハビリテーションセンター

〒 636-0345 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
TEL 0744-32-0200 FAX 0744-32-0208

奈良友誼会病院

〒 639-0212 リハビリテーション科
奈良県北葛城郡上牧町服部台5-2-1
TEL 0745-78-3588 FAX 0745-76-8156

奈良東病院

〒 632-0001 リハビリテーション科
奈良県天理市中之庄町470番地
TEL 0743-65-1771 FAX 0743-65-0849

ならやまと整形外科スポーツクリニック

〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧3413-1
TEL 0745-43-9292 FAX 0745-43-9293

西大和リハビリテーション病院 リハビリテーション部

〒 639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台三丁目2番2号
TEL 0745-71-6688 FAX 0745-71-1111

ぬくもりクリニック

〒 639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目7-61
TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180

白鳳短期大学

〒 636-0011 リハビリテーション学専攻
奈良県北葛城郡王寺町葛下1-7-17
TEL 0745-32-7890 FAX 0745-32-7870

服部記念病院

〒 639-0214 リハビリテーション科
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4244
TEL 0745-77-1333 FAX 0745-77-1340

奈良厚生会病院

〒 639-1039 リハビリテーション科
奈良県大和郡山市椎木町769-3
TEL 0743-56-5678 FAX 0743-56-8555

ひろ整形外科クリニック リハビリテーション科

〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘2丁目30番1
TEL 0745-51-5888 FAX 0745-70-5885

訪問看護ステーションたいむ

〒 639-1042 奈良県大和郡山市小泉町2733-2
TEL 0743-85-6776 FAX 0743-87-9299

訪問看護ステーション西大和

〒 636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台1丁目8-1
TEL 0745-33-2255 FAX 0745-33-2132

宮城医院

〒 632-0034 リハビリテーション科
奈良県天理市丹波市町302番地の3
TEL 0743-63-1114

恵王病院

〒 636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2丁目 10-18
TEL 0745-72-3101 FAX 0745-32-8146

大和園デイサービスセンター広陵温泉

〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉 173-1
TEL 0745-55-1126 FAX 0745-55-1127

大和郡山病院

〒 639-1013 リハビリテーション科
奈良県大和郡山市朝日町 1の62
TEL 0743-53-1111 FAX 0743-55-2252

やわらぎクリニック

〒 636-0822 リハビリテーション科
奈良県生駒郡三郷町立野南 2丁目 8番 12号
TEL 0745-31-6611 FAX 0745-31-6622

デイサービス LUPIN 斑鳩

〒 636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町龍田 2丁目 1番 12号
TEL 0745-43-7640

六花訪問看護ステーション

〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 537-16
TEL 0745-43-6987 FAX 0745-77-6988

**(南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡)**

アイデルリハビリ訪問看護ステーション

〒 635-0058 奈良県大和高田市西坊城 51-1
TEL 0745-43-7180 FAX 0745-43-7280

秋津鴻池病院

〒 639-2273 リハビリテーション部
奈良県御所市池之内 1064
TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092

明日香村中央公民館

明日香村教育委員会
〒 634-0141 奈良県高市郡明日香村川原 91-1
TEL 0744-54-3636

明日香村役場

健康づくり課
〒 634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部 745番地
TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551

医療法人医真会

植田医院
〒 633-0001 奈良県桜井市三輪 496番地の1
TEL 0744-42-5582 FAX 0744-42-5613

- 医療法人良翔会 訪問看護ステーションみそら
〒634-0804 奈良県橿原市内膳町4-43-6
TEL 0744-29-6671 FAX 0744-29-6672
- 潮田クリニック リハビリテーション科
〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2135
TEL 0746-32-3381 FAX 0746-32-1210
- 宇陀市介護老人保健施設 さんとびあ榛原 業務課
〒633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原801番地の1
TEL 0745-85-2525 FAX 0745-82-2131
- 宇陀市立病院 リハビリテーション科
〒633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原815番地
TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654
- 介護老人福祉施設 友喜苑
〒637-0014 奈良県五條市住川町1165-4
TEL 0747-26-5577 FAX 0747-26-5588
- 介護老人保健施設光陽 リハビリテーション部
〒635-0051 奈良県大和高田市根成柿321-1
TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116
- 介護老人保健施設 鷺栖の里 リハビリあ・える神宮前
〒634-0074 奈良県橿原市四分町85-1
TEL 0744-21-1600 FAX 0744-21-1616
- 介護老人保健施設 萩の里あすか リハビリ
〒635-0111 奈良県高市郡高取町松山685番地 介護老人保健施設 萩の里あすか
TEL 0744-52-3288 FAX 0744-52-3277
- 介護老人保健施設 まきむく草庵 リハビリテーション部
〒633-0081 奈良県桜井市草川58番地
TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361
- 介護老人保健施設 万葉テラス リハビリ室
〒634-0832 奈良県橿原市五井町247番地
TEL 0744-26-2288 FAX 0744-26-2277
- 介護老人保健施設 ルボゼまきの リハビリテーション部
〒637-0077 奈良県五條市大沢町9-8
TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707
- 介護老人保健施設 ローズ 理学療法士
〒637-0071 奈良県五條市二見5丁目3番64号
TEL 0747-22-5200 FAX 0747-22-5201
- 介護老人保健施設シルバーケアまほろば 施設相談課
〒633-0054 奈良県桜井市阿部323
TEL 0744-46-1311 FAX 0744-46-1316

介護老人保健施設そよ風荘 リハビリ室
〒 638-0001 奈良県吉野郡下市町阿知賀 621-1
TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066

介護老人保健施設でいあほうむ吉野 機能訓練室
〒 638-0853 奈良県吉野郡大淀町矢走 6 6 6 番地の 6
TEL 0747-54-3388 FAX 0747-54-3318

介護老人保険施設ぬくもり葛城 リハビリ
〒 639-2103 奈良県葛城市西室 150-8
TEL 0745-69-8100

介護老人保健施設ふれあい リハビリ室
〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 13-15
TEL 0745-23-5530 FAX 0745-23-5376

介護老人保健施設やまのベグリーンヒルズ リハビリテーション部
〒 633-0087 奈良県桜井市大豆越 104-1
TEL 0744-45-5960 FAX 0744-45-5961

橿原市子ども総合支援センター 子ども療育課 (かしの木園)
〒 634-0051 奈良県橿原市白橿町 8-19-1
TEL 0744-27-8585 FAX 0744-27-8411

橿原リハビリテーション病院
〒 634-0032 奈良県橿原市田中町 1 0 4 番 1
TEL 0744-25-1251 FAX 0744-20-2071

児童発達支援放課後等デイサービスおみぞマッスル
〒 635-0076 奈良県大和高田市大谷 7 1 0- 1 8
TEL 0745-24-5023

(株)リライト
〒 634-0042 奈良県橿原市菖蒲町 3 丁目 18-7
TEL 080-6132-1716

共和リハビリテーション診療所 リハビリテーション科
〒 633-0091 奈良県桜井市桜井 267-1
TEL 0744-45-5688 FAX 0744-46-1358

公益社団法人 奈良県看護協会立 宇陀訪問看護ステーション
〒 633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原 1 5 5- 4
TEL 0745-82-6603 FAX 0745-82-6604

済生会 御所病院 リハビリテーション科
〒 639-2306 奈良県御所市三室 20
TEL 0745-62-3585 FAX 0745-63-2335

公益社団法人奈良県看護協会立橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷 リハビリテーション
〒 634-0008 奈良県橿原市十市町 6 3- 1 橿原市福祉センターやわらぎの郷内 2 F
TEL 0744-25-0222 FAX 0744-25-0066

社会福祉法人 総合施設 美吉野園 障害者支援施設 大淀園
 〒 638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵 1623-2
 TEL 0747-52-6486 FAX 0747-52-6503

社会福祉法人泰久会 仁優園 リハビリ部
 〒 637-0024 奈良県五條市滝町 6 番地の 1
 TEL 0747-26-6500 FAX 0747-26-6502

隅田クラブ訪問看護ステーション リハビリテーション部
 〒 637-0004 奈良県五條市今井 4 丁目 1 - 1
 TEL 0747-26-2100 FAX 0747-26-2801

済生会 中和病院 リハビリテーション科
 〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323
 TEL 0744-43-5001 FAX 0744-42-4430

医療法人拓誠会 辻村病院
 〒 633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井 7 番地の 1
 TEL 0745-84-2133 FAX 0745-84-2864

土庫病院 リハビリテーション科
 〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 1 2 番 3 号
 TEL 0745-53-5471 FAX 0745-22-0517

中井記念病院 理学療法科
 〒 635-0051 奈良県大和高田市根成柿 151-1
 TEL 0745-21-1100 FAX 0745-21-1101

奈良県立医科大学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
 〒 634-8521 奈良県橿原市四條町 8 4 0 番地
 TEL 0744-29-8887

奈良県立医科大学附属病院 医療技術センターリハビリテーション係
 〒 634-8522 奈良県橿原市四條町 8 4 0 番地
 TEL 0744-22-3051 FAX 0744-22-4121

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター リハビリテーション科
 〒 638-0833 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1
 TEL 0747-54-5000 FAX 0747-54-5020

南和広域医療企業団 吉野病院 リハビリテーション部
 〒 639-3114 奈良県吉野郡吉野町大字丹治 1 3 0 番 1
 TEL 0746-32-4321 FAX 0746-32-5512

南和広域医療企業団 五條病院 リハビリテーション室
 〒 637-0036 奈良県五條市野原西 5 丁目 2 番 5 9 号
 TEL 0747-22-1112 FAX 0747-25-2860

南和病院 リハビリテーション科
 〒 638-0833 奈良県吉野郡大淀町大字福神 1-181
 TEL 0747-54-5800 FAX 0747-54-5700

パームリハビリ訪問看護ステーション リハビリテーション科
 〒 633-0064 奈良県桜井市戒重 3 3 1 ラポール桜井 1 0 5
 TEL 0744-48-0909 FAX 0744-48-0909

医療法人桂会 平尾病院 リハビリテーション科
 〒 634-0076 奈良県橿原市兵部町 6 - 2 8
 TEL 0744-24-4700 FAX 0744-25-4672

平成記念病院 リハビリテーション科
 〒 634-0813 奈良県橿原市四条町 8 2 7
 TEL 0744-29-3300 FAX 0744-29-3311

へいせいたかとりクリニック リハビリテーション課
 〒 635-0136 奈良県高市郡高取町大字兵庫 2 0 2 番地
 TEL 0744-48-3301 FAX 0744-48-3302

平成まほろば病院 リハビリテーション科
 〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 8 2 番地 1
 TEL 0744-21-7200 FAX 0744-21-7222

訪問看護ステーション かしの木 訪問リハビリテーション
 〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 9 0 番地 3
 TEL 0744-20-2288 FAX 0744-20-2550

訪問看護ステーション ひゅっぐりー
 〒 634-0003 奈良県橿原市常磐町 495-1 2 階
 TEL 0744-48-0160 FAX 0744-48-0161

ぼれぼれ八木西スクエア
 〒 634-0811 奈良県橿原市小綱町 1 1 - 7
 TEL 0744-23-6100 FAX 0744-23-6111

美吉野園居宅介護支援センター インクルーシブケアセンター美吉野園
 〒 638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵 8 8 7 の 2 番地桜ヶ丘コーポ
 TEL 0747-55-4005 FAX 0747-55-9004

大和橿原病院 リハビリテーション科
 〒 634-0045 奈良県橿原市石川町 8 1 番地
 TEL 0744-27-1071 FAX 0744-27-4609

大和高田市立病院 リハビリテーション科
 〒 635-0094 奈良県大和高田市磯野北町 1 番 1 号
 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908

山の辺病院 リハビリテーション科
 〒 633-0081 奈良県桜井市草川 60
 TEL 0744-45-1199 FAX 0744-42-1320

UTケアシステム
 〒 634-0062 奈良県橿原市御坊町 1 5 2
 TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354

ユーター訪問看護ステーション

〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 2 2 0 - 6

TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354

よしたに整形外科クリニック

〒 634-0045 奈良県橿原市石川町 4 2 0

TEL 0744-27-0227 FAX 0744-27-0228

吉本整形外科・外科病院 リハビリテーション部

〒 639-2101 奈良県葛城市疋田 6 7 6 番地 1

TEL 0745-69-5353 FAX 0745-69-5352

リハビリあ・える 訓練課

〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 2 9 9 - 1

TEL 0744-21-8080 FAX 0744-21-8877

リハビリデイサービスはあとぷらす

〒 635-0011 奈良県大和高田市材木町 2 - 5

TEL 0745-60-6891

リハビリ訪問看護ステーションやまと

〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 1 5 4 - 5 9

TEL 0744-24-8600 FAX 0744-24-8602

(賛助会員名) 五十音順

株式会社 イカリトンボ

〒 636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町竜田 3 丁目 2-46
TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 奈良県大和郡山市小林町西 1 丁目 4-7
TEL 0743-56-8944

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良県奈良市西九条町 3-2-23
TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢

〒 571-0039 大阪府門真市速見町 13-17
TEL 06-6909-6528

株式会社 gene

〒 461-0004 愛知県名古屋市東区葵 1-26-12 IKKO 新栄ビル 6 階
TEL 052-325-6611

川村義肢 株式会社

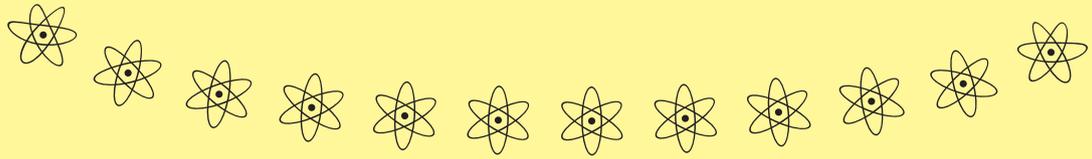
〒 574-0064 大阪府大東市御領 1-12-1
TEL 072-875-8020

有限会社 関西義肢製作所

〒 571-0048 大阪府門真市新橋町 29-1
TEL 06-6908-0911

有限会社 ツザキ・ケア・ブレイス

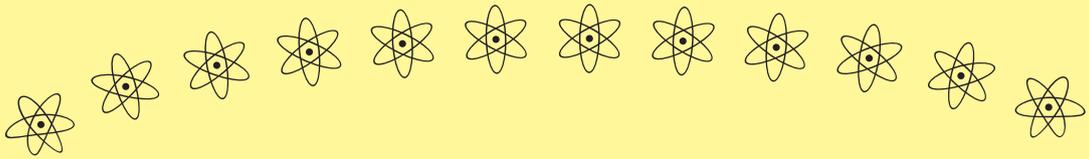
〒 636-0347 奈良県磯城郡田原本町新木 1-141
TEL 0744-33-3678



(公社)奈良県理学療法士協会



役員・部員・委員名簿



公益社団法人奈良県理学療法士協会 2021年度 役員・部員・委員名簿

| | | |
|----------------|--------|----------------------|
| 会 長 (代表理事) | 増田 崇 | (奈良県総合医療センター) |
| 副 会 長 (業務執行理事) | 西田 宗幹 | (秋津鴻池病院) |
| 副 会 長 (業務執行理事) | 田平 一行 | (畿央大学健康科学部) |
| 理 事 | 和田 善行 | (平成記念病院) |
| 理 事 | 松村 明子 | (介護老人保健施設ロイヤルフェニックス) |
| 理 事 | 北村 哲郎 | (奈良県立医科大学附属病院) |
| 理 事 | 中村 貴信 | (介護老人保健施設ウエルケア悠) |
| 理 事 | 堀 義範 | (訪問看護ステーションかしの木) |
| 理 事 | 河村 隆史 | (リハビリあ・える田原本) |
| 監 事 | 江村 修二 | (高井病院) |
| 監 事 | 箕輪 希予志 | (土庫病院) |

(各局・各部)

| | | |
|-----------|-------|----------------------|
| 事務局長 | 和田 善行 | (平成記念病院) |
| 総務部 | 廣池 裕美 | (南和病院) |
| 会員管理部 | 吉田 陽亮 | (奈良県西和医療センター) |
| 財務部 | 中川 勝利 | (訪問看護ステーションみそら) |
| 福利厚生部 | 細川 彰子 | (済生会中和病院) |
| 社会局長 | 西田 宗幹 | (秋津鴻池病院) |
| 医療保険部 | 中村 洋貴 | (高井病院) |
| 介護保険部 | 浦上 貴仁 | (きよ女性クリニック) |
| 社会福祉部 | 高島 正治 | (東大寺福祉療育病院) |
| 理学療法啓発部 | 田中 満勝 | (株 THYME) |
| 学術局長 | 田平 一行 | (畿央大学健康科学部) |
| 生涯学習部 | 中村 潤二 | (西大和リハビリテーション病院) |
| 研修部 | 岩佐 精志 | (天理よろづ相談所病院) |
| 学術誌部 | 岡田 洋平 | (畿央大学健康科学部) |
| 広報局長 | 松村 明子 | (介護老人保健施設ロイヤルフェニックス) |
| 会誌部 | 半田 学良 | (潮田病院) |
| ホームページ管理部 | 赤松 真吾 | (自宅会員) |

(各委員会)

| | | |
|-----------------------|-------|----------------------|
| 選挙管理委員会 | 和田 祥武 | (高の原中央病院) |
| 第30回奈良県理学療法士学会準備委員会会長 | 細川 彰子 | (済生会中和病院) |
| 準備委員長 | 吉田 陽亮 | (奈良県西和医療センター) |
| 第31回奈良県理学療法士学会準備委員会会長 | 高島 正治 | (東大寺福祉療育病院) |
| 準備委員長 | 後藤 総介 | (天理よろづ相談所病院) |
| 表彰審査委員会 | 西山 章太 | (平成記念病院) |
| 新人研修委員会 | 梅本 康明 | (奈良県総合リハビリテーションセンター) |
| 専門領域委員会 | 田平 一行 | (畿央大学健康科学部) |
| ブロック活動推進委員会 | 井上 裕水 | (自宅会員) |
| スポーツメディカルサポート委員会 | 福本 貴彦 | (畿央大学健康科学部) |
| 地域包括ケアシステム推進委員会 | 堀田 修秀 | (秋津鴻池病院) |
| 政策委員会 | 尾崎 文彦 | (東大寺福祉療育病院) |
| 学校保健・特別支援担当委員会 | 福本 貴彦 | (畿央大学健康科学部) |
| 災害対策委員会 | 和合 弘貴 | (秋津鴻池病院) |
| 管理者ネットワーク推進委員会 | 西田 宗幹 | (秋津鴻池病院) |
| 臨床実習指導者講習委員会 | 後藤 総介 | (天理よろづ相談所病院) |

編 集 後 記

コロナ禍の中、昨年度までは部員が一同に集まることが難しく、27号は内容を縮小し例年7月発刊を予定していたのが2月発刊となり大幅に遅れてしまいました。

今年度は時期はズレましたが部員が集まり会議を行うことが出来、28号は11月発刊、そして来年度の29号は7月発刊に戻していきたいと考えています。

また27号では記載できていなかった項目もあり、いくつかの修正も指摘いただきました。今号からはそのようなことがないように話し合い、会誌作成に努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、今号の編集に際しご多忙中にもかかわらずご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。また会員の皆様の益々のご活躍を祈念し編集後記とさせていただきます。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会 会誌部 部長 半田 学良
部員 堀口 元司
鴨川 浩二
北川 翔太
福岡 弘崇
河合 成文

編集発行 広報局 会誌部

潮田病院介護医療院 リハビリテーション科

事務局 〒639-0226

奈良県香芝市五位堂三丁目599-2 ホワイトタウン301号室

発行日 2022年11月吉日

非売品